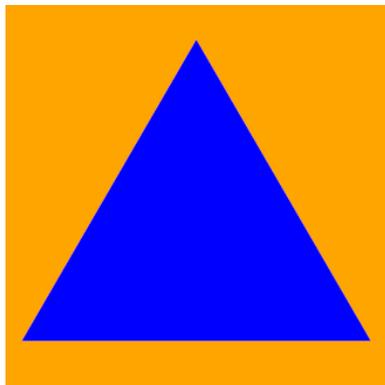


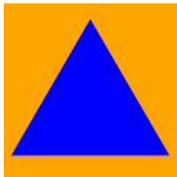
# 港区国民保護計画



平成19年3月

(平成28年3月変更)

港 区



※ 表紙のマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用するものです。ジュネーブ諸条約追加議定書 I（1949年）で定められている国際的な標章です。

## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区



# 目 次

第1編	総論	1
第1章	区の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	区の責務及び区国民保護計画の位置づけ	1
2	計画の構成	1
3	計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	区の地理的、社会的特徴	9
第5章	区国民保護計画が対象とする事態	13
1	武力攻撃事態	13
2	緊急対処事態（大規模テロ等）	15
3	NBCを使用した攻撃	15
第2編	平素からの備え	17
第1章	組織・体制の整備等	17
第1	区における組織・体制の整備	17
1	区の各総合支所・部等における平素の業務	17
2	区職員の参集基準等	20
3	消防の初動体制の把握等	22
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	22
第2	関係機関との連携体制の整備	23
1	基本的考え方	23
2	都との連携	23
3	近接区市との連携	24
4	指定公共機関等との連携	24
5	事業所に対する支援	25
6	自主防災組織等に対する支援	25
第3	通信の確保	26
第4	情報収集・提供等の体制整備	26
1	基本的考え方	26
2	警報等の伝達に必要な準備	28
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	29
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	31
第5	特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	34
第6	研修及び訓練	35
1	研修	35
2	訓練	35

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	37
1	避難に関する基本的事項	37
2	避難実施要領のパターンの作成	38
3	救援に関する基本的事項	38
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	39
5	避難施設の指定への協力	40
6	生活関連等施設の把握等	40
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	42
1	区における備蓄	42
2	区が管理する施設及び設備の整備及び点検等	42
第4章	国民保護に関する啓発	44
1	国民保護措置に関する啓発	44
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	45
3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	45
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>47</b>
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	47
1	事態認定前における危機管理対策本部等の設置及び初動措置	47
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	49
第2章	区対策本部の設置等	50
1	区対策本部の設置	50
2	通信の確保	66
3	特殊標章等の交付及び管理	66
第3章	関係機関相互の連携	67
1	国・都の対策本部との連携	67
2	都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	67
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	68
4	他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	68
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	69
6	区が行う応援等	69
7	自主防災組織等に対する支援等	70
8	住民への協力要請	70
第4章	国民の権利・利益の救済に係る手続き	71
第5章	警報及び避難の指示等	72
第1	警報の伝達等	72
1	警報の内容の伝達・通知	72
2	警報の内容の伝達方法	74
3	緊急通報の伝達及び通知	75
第2	避難住民の誘導等	76
1	避難の指示の伝達	76

2	避難実施要領の策定	77
3	避難住民の誘導	79
4	想定される避難の形態と区による誘導	82
第6章	救援	88
1	救援の実施	88
2	関係機関との連携	88
3	救援の程度及び方法の基準	88
4	救援の内容	89
第7章	安否情報の収集・提供	93
1	安否情報の収集	93
2	都に対する報告	94
3	安否情報の照会に対する回答	94
4	日本赤十字社に対する協力	95
第8章	武力攻撃災害への対処	96
第1	武力攻撃災害への対処	96
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	96
2	武力攻撃災害の兆候の通報	96
第2	応急措置等	97
1	退避の指示	97
2	警戒区域の設定	100
3	応急公用負担等	101
4	消防に関する措置等	101
第3	生活関連等施設における災害への対処等	103
1	生活関連等施設の安全確保	103
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	103
第4	NBC攻撃による災害への対処等	105
第9章	被災情報の収集及び報告	108
第10章	保健衛生の確保その他の措置	110
1	保健衛生の確保	110
2	廃棄物の処理	110
第11章	国民生活の安定に関する措置	112
1	生活関連物資等の価格安定	112
2	避難住民等の生活安定等	112
3	生活基盤等の確保	112
第4編	復旧等	113
第1章	応急の復旧	113
1	基本的考え方	113
2	公共的施設の応急の復旧	113

第2章	武力攻撃災害の復旧	1 1 4
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	1 1 5
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	1 1 5
2	損失補償及び損害補償	1 1 5
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 1 5
第5編	緊急処理事態（大規模テロ等）への対処	1 1 7
第1章	初動対応力の強化	1 1 8
1	危機管理体制の強化	1 1 8
2	対処マニュアルの整備	1 1 9
3	発生現場における連携協力のための体制づくり	1 1 9
4	不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	1 1 9
5	装備・資材の備蓄	1 1 9
6	訓練等の実施	1 2 0
7	住民・屋間区民への啓発	1 2 0
第2章	平時における警戒	1 2 1
1	危機情報等の把握・活用	1 2 1
2	危機情報等の共有	1 2 1
3	警戒対応	1 2 1
第3章	発生時の対処	1 2 2
1	区対策本部の設置指定が行われている場合	1 2 2
2	区対策本部の設置指定が行われていない場合	1 2 2
3	区災害対策本部等による対応	1 2 2
4	区対策本部への移行	1 2 3
第4章	緊急処理事態（大規模テロ等）の類型に応じた対処	1 2 5
1	危険物質を有する施設への攻撃	1 2 5
2	大規模集客施設等への攻撃	1 2 5
3	大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	1 2 6
4	大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	1 2 7
5	大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	1 2 8
6	交通機関を破壊手段とした攻撃	1 2 8

# 第 1 編 総 論







## 第1章 区の責務、計画の位置づけ、構成等

港区（港区長及びその他の執行機関をいう。以下「区」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、区の責務を明らかにするとともに、区の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 区の責務及び国民保護計画の位置づけ

#### (1) 区の責務

区は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、区の国民の保護に関する計画（以下「区国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 区国民保護計画の位置づけ

区は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、区国民保護計画を作成する。

#### (3) 区国民保護計画に定める事項

区国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、区が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 計画の構成

区国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態（大規模テロ等）への対処
- 資料編

### 3 計画の見直し、変更手続

#### (1) 区国民保護計画の見直し

区国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

区国民保護計画の見直しに当たっては、区国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

#### (2) 区国民保護計画の変更手続

区国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、区国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、区議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、区国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要としない。）。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

区は、国、東京都、近隣区並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

区は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、区は、自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、区は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

区は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

**(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保**

区は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

**(9) 外国人への国民保護措置の適用**

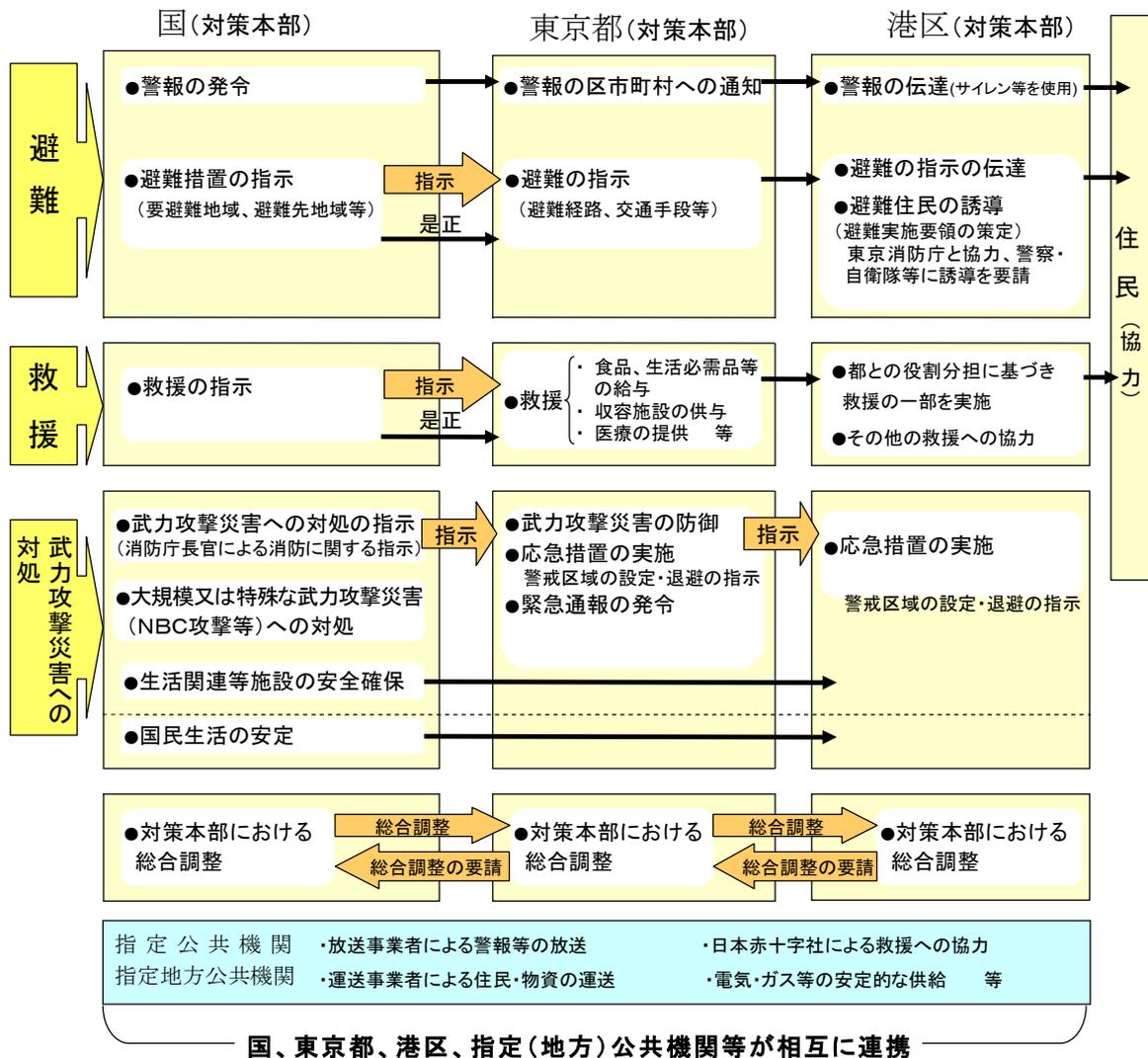
区は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

区は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

#### 国民保護に関する業務の全体像



○区の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
港 区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織・体制の整備、訓練</li> <li>5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

○東京都の事務（都国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
東 京 都	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織・体制の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

○指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

○自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊 横須賀地方総監部	
航空自衛隊 作戦システム運用隊	

○指定公共機関・指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容ならびに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否情報 3 赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

## 第4章 区の地理的、社会的特徴

区は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき区の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地形等

#### ① 位置

港区は、東京都のほぼ東南部に位置し、東は東京港に面し、その北端でわずかに中央区に接し、北は千代田区と新宿区に、西は渋谷区、南は品川区、東は江東区にそれぞれ隣接している。

港区の東端は、台場二丁目（東経139度47分）、西端は北青山三丁目（東経139度43分）で南端は高輪四丁目（北緯35度37分）、北端は元赤坂二丁目（北緯35度41分）である。

南北の距離は約6.5km、東西の距離は約6.6kmである。

総面積は20.37km<sup>2</sup>である。

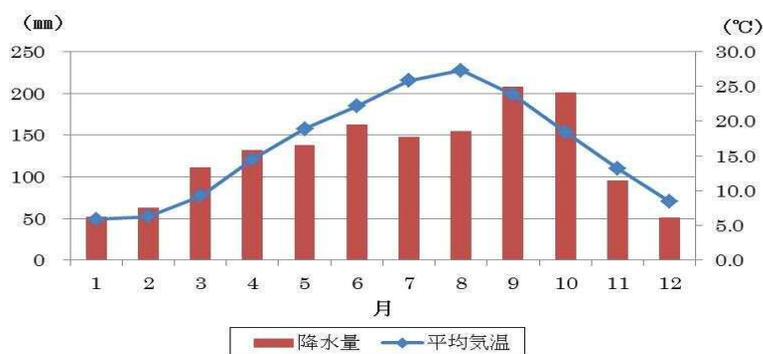
#### ② 地形

区内の地形は、西北一帯の高台地及び東南の東京港に面した低地からなっている。高台地は、秩父山麓に端を発している武蔵野台地の末端で、これらの台地は小さな突起状の丘陵となっているため、東京23区の中で最も起伏に富んだ地形をもっている。

区の中央部には、西から東に流れる古川（金杉川）流域に平地部が横たわっており、最高地は赤坂台地の北青山三丁目3番の海拔34m、最低地はJR浜松町駅前ガード付近で海拔0.08mである。

### (2) 気候

港区は、四季を通じて気候の変化に富んでおり、平均気温の最も高い8月で27.3℃、最も低い1月で5.8℃となっている。また降水量は、最も多い9月で208.2mm、最も少ない12月で51.6mmとなっている。

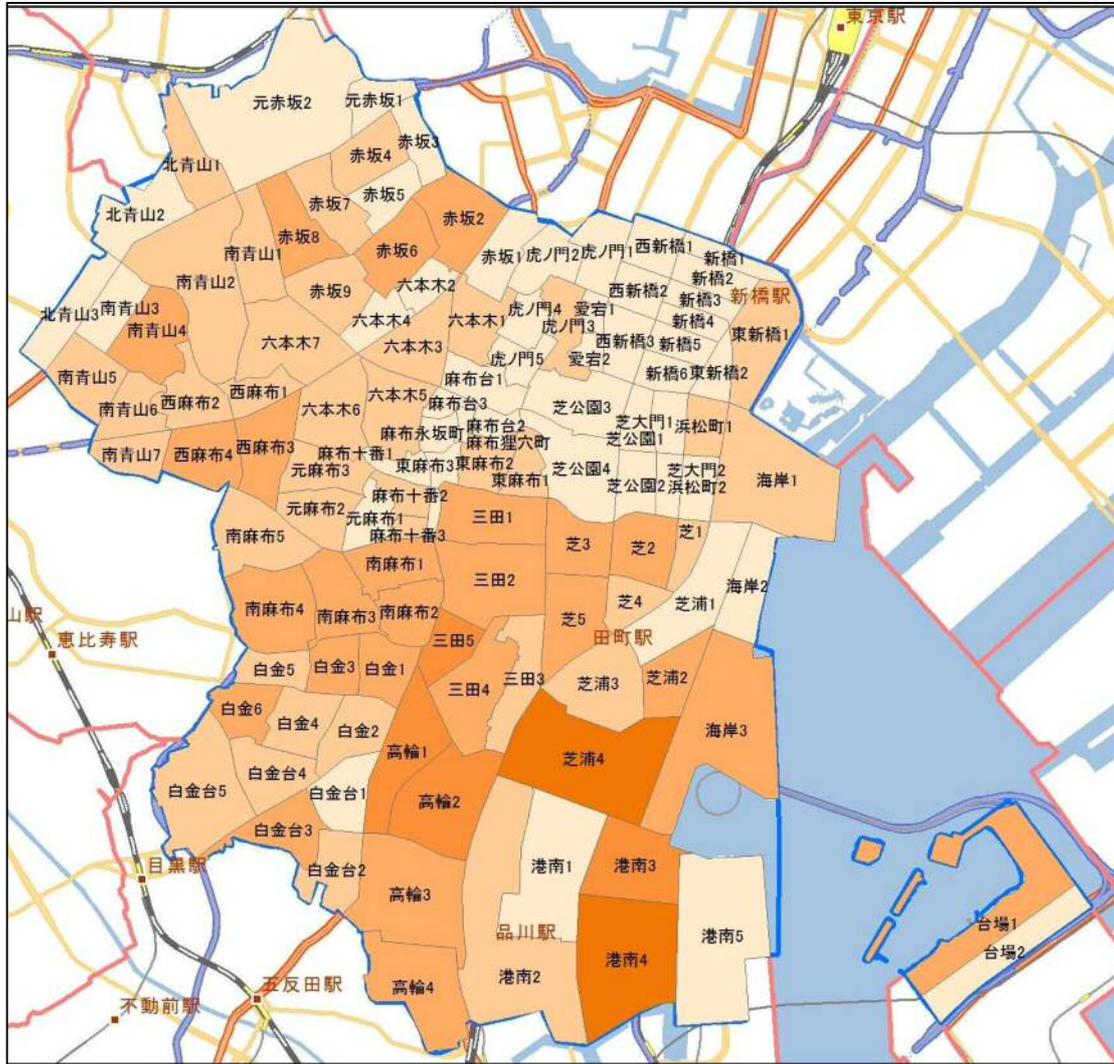


(出典) 気象庁ホームページ (気象統計情報) 観測地：東京(1971年～2014年の平均値)

(3) 人口分布

夜間人口は約 24 万人（日本人・外国人の合計数）である。

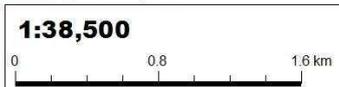
町丁目別住民基本台帳人口（平成27年1月1日現在）



凡例

人口 (H27.1.1)  
住民基本台帳人口 (平成27年1月1日現在)

20 - 1,242
1,243 - 2,660
2,661 - 4,688
4,689 - 6,991
6,992 - 15,156

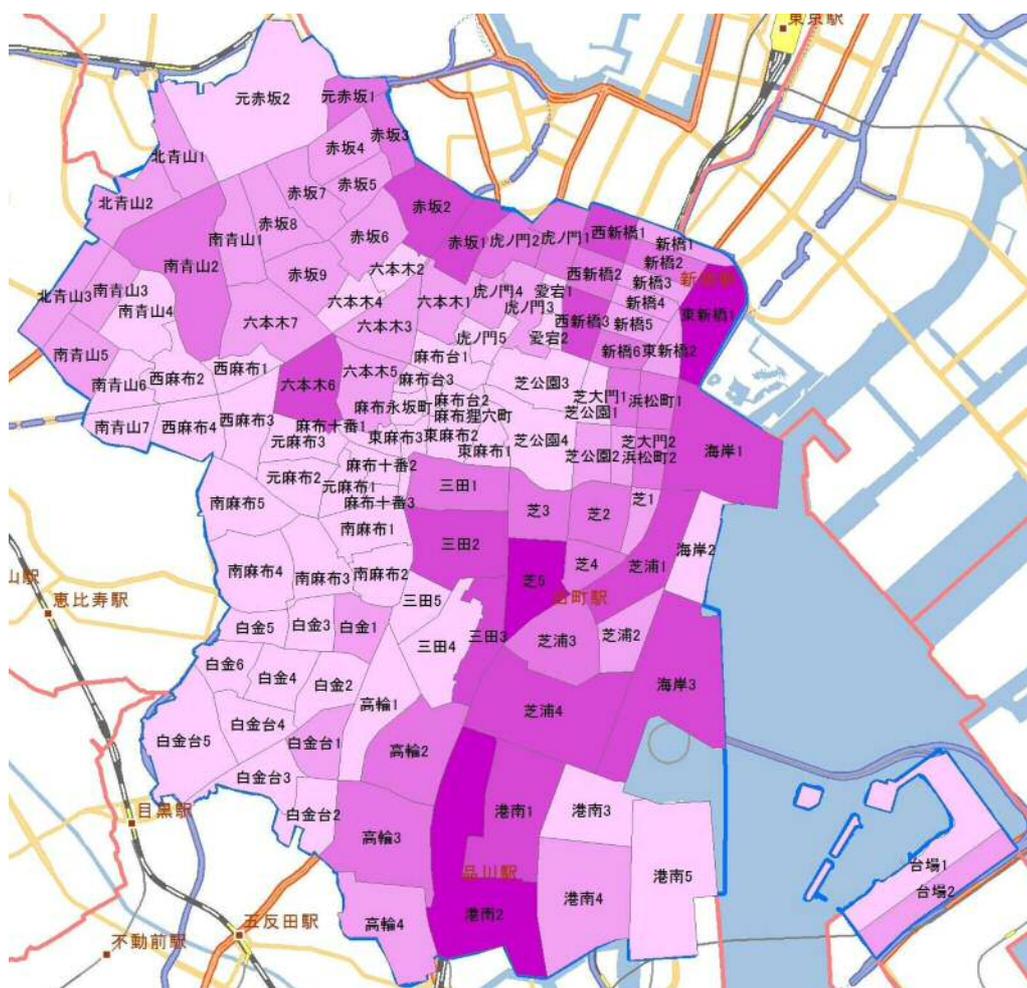


(出典) (C) PASCO、(C) INCREMENT P、(C) 財団法人日本デジタル道路地図協会、港区住民基本台帳登録人口をもとに作成。

一方、昼間人口は886,173人で、約4倍の人口が集中している。下図では、10,000人以上の町丁目も多く、夜間と比べ、多くの人が集まっていることがわかる。

また、区内の事業所数は37,209と中央区に次いで多く（東京都内全事業所数の5.9%）、従業者数は、東京都内全従業者数の11.0%の952,499人と東京都内で最も多い。

町丁目別昼間人口（平成22年10月1日現在）



### 凡例

昼間人口(H22.10.1)

昼間人口

- 90 - 4,445
- 4,446 - 9,293
- 9,294 - 13,627
- 13,628 - 19,077
- 19,078 - 46,680

1:38,500



(出典) (C) PASCO、(C) INCREMENT P、(C) 財団法人日本デジタル道路地図協会、総務省統計局「国勢調査」(平成22年)、「平成24年経済センサス」をもとに作成。

#### (4) 消防

特別区の存する区域の消防行政は、東京都（以下「都」という。）が一体的に管理している。港区内には、芝、麻布、赤坂及び高輪の4消防署、4消防団が配置されている。

#### (5) その他

麻布・白金など国内有数の高級住宅街を抱えるほか、六本木・赤坂・青山などの商業エリア、新橋・浜松町・品川などのビジネスサイド、芝浦・港南・海岸・台場などのベイエリアも持ち、港区内に本社を置く大企業も多く、経済活動が活発である。

港区内には、81<sup>(\*)</sup>か国の大使館が存在するほか、赤坂プレスセンター等の米軍施設がある。なお、23区内において米軍施設があるのは港区のみである。

建物等の特徴としては、耐火建築物が多く、世界貿易センタービル、森タワー（六本木ヒルズ）等の事業・商業系超高層建築物や超高層共同住宅が区内に点在するほか、東京タワーがある。

また、JR品川駅や六本木ヒルズ等の大規模集客施設のほか、大規模なホテルが数多く存在する。さらに、国宝等の歴史的建造物・文化財が港区内随所にある。

---

<sup>(\*)</sup> 平成28年2月17日現在

## 第5章 区国民保護計画が対象とする事態

区国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

\* N：核（物質） Nuclear B：生物剤 Biological C：化学剤 Chemical

### 1 武力攻撃事態

区国民保護計画においては、武力攻撃事態<sup>(\*)</sup>として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

事態類型	特 徴
<p>1 着上陸侵攻</p> <p>・ 多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</li> <li>○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</li> </ul> <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</li> </ul> <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</li> </ul> <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。</li> </ul>
<p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>・ 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</li> </ul> <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。</li> </ul>

<sup>(\*)</sup> 武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

<p>への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃</p>	<p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</li> </ul> <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</li> </ul>
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p> <p>・ 弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</li> </ul> <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul> <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。</li> </ul> <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</li> </ul>
<p>4 航空攻撃</p> <p>・ 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</li> </ul> <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul> <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</li> </ul> <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</li> </ul>

## 2 緊急対処事態（大規模テロ等）

区国民保護計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や国内外の注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態<sup>(\*)</sup>（大規模なテロ等）への対処を重視する。

区国民保護計画においては、緊急対処事態（大規模テロ等）として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊  
※区内には、原子力事業所、石油コンビナート、ダムは存在しない。
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

### (2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態  
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

## 3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

その場合の特徴は次のとおり。

種 別	特 徴
■ 核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。</li> <li>○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能</li> </ul>

<sup>(\*)</sup> 緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

	<p>による被害をもたらす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。</li> <li>○ 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。</li> </ul>
■ 生物兵器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人に知られることなく散布することが可能である。</li> <li>○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。</li> <li>○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。</li> </ul>
■ 化学兵器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特特定は困難である。</li> <li>○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。</li> <li>○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をほうように広がる。</li> <li>○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</li> <li>○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。</li> </ul>

## 第2編 平素からの備え



## 第1章 組織・体制の整備等

### 第1 区における組織・体制の整備

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各総合支所・部等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 1 区各総合支所・部等における平素の業務

区各総合支所・部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

##### 【区各総合支所・部等における平素の業務】

部局名	平素の業務
総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の応急対策に関する事</li> <li>・ 道路及び橋梁の保全に関する事</li> <li>・ 道路等における障害物の除去に関する事</li> <li>・ 公園の保全に関する事</li> <li>・ 水防に関する事</li> <li>・ 避難所の開設及び運営に関する事</li> <li>・ 避難所での食料等救援物資の配分に関する事</li> <li>・ 遺体の収容及び搬送に関する事</li> </ul>
産業・地域振興支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の応急対策に関する事</li> <li>・ 中小企業の対策に関する事</li> <li>・ 被災者に対する税の減免及び徴収猶予に関する事</li> <li>・ 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関する事</li> <li>・ 国民保護に係るボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事</li> </ul>

部局名	平素の業務
防災危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の応急対策に関すること</li> <li>・ 国民保護に関する総合調整に関すること</li> <li>・ 区国民保護対策本部に関すること</li> <li>・ 区国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・ 避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・ 警報、緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>・ 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること</li> <li>・ 安否情報の収集・提供体制の整備に関すること</li> <li>・ 物資及び資材の備蓄・調達等に関すること</li> <li>・ 区国民保護計画の見直し・変更に関すること</li> <li>・ 体制の整備に関すること</li> <li>・ 職員の参集基準の整備に関すること</li> <li>・ 非常通信体制の整備に関すること</li> <li>・ 研修、訓練に関すること</li> <li>・ 普及、啓発に関すること</li> <li>・ 危機情報等の収集、分析等に関すること</li> <li>・ 特殊標章等の交付、許可に関すること</li> <li>・ 都及び関係機関との連絡体制の整備に関すること</li> <li>・ 水防に関すること</li> <li>・ 他の部に属さないこと</li> </ul>
保健福祉支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の応急対策に関すること</li> <li>・ 高齢者の安全確保及び支援に関すること</li> <li>・ 障害者の安全確保及び支援に関すること</li> <li>・ 遺体収容所の開設及び管理運営に関すること</li> <li>・ 義援金品の受領及び配分に関すること</li> </ul>
みなと保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の応急対策に関すること</li> <li>・ 医療及び防疫に関すること</li> <li>・ 動物の保護等に関すること</li> </ul>
子ども家庭支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の応急対策に関すること</li> <li>・ 乳幼児の安全確保及び支援に関すること</li> </ul>
街づくり支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の応急対策に関すること</li> <li>・ 建築物等の防災に関すること</li> <li>・ 住宅等の建設、補修等のための融資等に関すること</li> <li>・ 応急仮設住宅等の入居者の募集・選定、入居管理に関すること</li> <li>・ 水防に関すること</li> <li>・ 道路等における障害物の除去に関すること</li> <li>・ 公園の保全に関すること</li> </ul>
環境リサイクル支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の応急対策に関すること</li> <li>・ 廃棄物（し尿を含む）の収集と処理に関すること</li> </ul>

部局名	平素の業務
企画経営部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の応急対策に関すること</li> <li>・ 報道に関すること</li> <li>・ 国民保護に関する広報及び広聴に関すること</li> <li>・ 国民保護措置に係る予算、その他財務に関すること</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の応急対策に関すること</li> <li>・ 庁舎における警戒等の予防対策に関すること</li> <li>・ 車両の調達に関すること</li> <li>・ 国民の権利利益の救済に関する手続きの整備に関すること</li> <li>・ 職員の服務に関すること</li> <li>・ 職員の給食に関すること</li> <li>・ 職員の公務災害補償に関すること</li> </ul>
会計室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金、物品の出納及び保管に関すること</li> </ul>
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の応急対策に関すること</li> <li>・ 文教施設の警戒等の予防対策に関すること</li> <li>・ 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること</li> <li>・ 文化財の保護に関すること</li> <li>・ 避難所の開設及び運営に対する協力体制に関すること</li> </ul>
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の部に対する応援体制の整備に関すること</li> </ul>
監査事務局	
区議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区議会との連絡体制の整備に関すること</li> </ul>

東京消防庁（消防署）における平素の業務（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	平素の業務
東京消防庁 第一消防方面本部 芝消防署 麻布消防署 赤坂消防署 高輪消防署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動体制の整備に関すること</li> <li>2 通信体制の整備に関すること</li> <li>3 情報収集・提供体制の整備に関すること</li> <li>4 消防団に関すること</li> <li>5 装備・資機材の整備に関すること</li> <li>6 特殊標章の交付・管理に関すること（※）</li> <li>7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。） 取扱所の安全化対策に関すること</li> <li>8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること</li> <li>9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること</li> <li>10 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること</li> </ol>

※東京消防庁職員及び消防団員に限る。

## 2 区職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

区は、武力攻撃事態等の初動対応に万全を期すため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確保

区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、夜間及び休日においても防災警戒待機室で情報収集・連絡等の業務を行い、防災警戒待機室において武力攻撃等に関する情報を入手した場合は、速やかに区長及び国民保護担当職員に連絡し、職員が直ちに参集できる24時間即応可能な体制を確保する。

情報の収集にあたっては、国から都を通じて行われる通知や連絡とあわせて、東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を活用する。

### (3) 区の体制及び職員の参集基準等

区は、政府による事態認定及び区対策本部設置指定の有無、事態の状況等に応じて、適切な措置を講ずるため、下記のとおり初動体制及び参集基準を定める。

#### 【事態の状況に応じた初動体制】

事態の状況	体制の判断基準		体制	
事態認定無	全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		① 情報連絡体制	
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合		② 危機管理対策本部体制	
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 <sup>(*)</sup> に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		③ 災害対策本部体制	第1 非常配備態勢
		第2 非常配備態勢		
		第3 非常配備態勢		
		第4 非常配備態勢		
事態認定有	区国民保護対策本部設置の通知がない場合	全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	① 情報連絡体制	
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	② 危機管理対策本部体制	
	区国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		④ 国民保護対策本部体制	

(\*) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当。

**【職員参集基準】**

体制	参集基準等
① 情報連絡体制	防災警戒待機職員及び防災課職員のうち指定された者が本庁舎に参集
② 危機管理対策本部体制	区長、副区長、教育長、各総合支所長及び部長、危機管理・生活安全担当課長、総務課長、防災課員が本庁舎に参集
③ 災害対策本部体制	第1 非常配備態勢 職員の20パーセントが本庁舎又は指定場所に参集
	第2 非常配備態勢 職員の40パーセントが本庁舎又は指定場所に参集
	第3 非常配備態勢 職員の70パーセントが本庁舎又は指定場所に参集
	第4 非常配備態勢 全職員が本庁舎又は指定場所に参集
④ 国民保護対策本部体制	全職員が本庁舎又は指定場所に参集

**(4) 幹部職員等への連絡手段の確保**

区の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

**(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応**

区の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、区対策本部長及び区対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

**【区対策本部長及び区対策本部員の代替職員】**

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
区対策本部長 (区長)	副区長(職務代理順序による)		教育長
区対策本部員 (総合支所長)	庶務担当課長	(各総合支所において予め定める)	

※ その他の区対策本部員(部(局・所)長、次長、課長等)については、代替職員を各部等において予め定める。

**(6) 本部の代替機能の確保**

本庁舎が被災した場合等区対策本部を本庁舎内に設置できない場合の予備施設を総合支所とし、事態の状況に応じて区長が指定する総合支所に区対策本部を設置する。

**(7) 職員の所掌事務**

区は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

## (8) 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、区国民保護対策本部（以下「区対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

## 3 消防の初動体制の把握等

### (1) 東京消防庁（消防署）の初動体制の把握

区は、東京消防庁（消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、区地域防災計画における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

区は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都及び東京消防庁（消防署）と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、区は、東京消防庁が定める消防団員の参集基準を把握する。

## 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する。

### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

区は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

区は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

区は、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

区は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、区国民保護協議会の幹事会、部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

#### (4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

区は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が区内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等の錯綜を避けるため、平素から、自衛隊との連携強化を図り、確認すべき事項について、情報・意見交換を行う。

### 2 都との連携

#### (1) 都の連絡先の把握等

区は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当局等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

#### (2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

### (3) 区国民保護計画の都への協議

区は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区の実行する国民保護措置との整合性の確保を図る。

### (4) 区と都の役割分担

区は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにする。

### (5) 警察との連携

区長は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

### (6) 消防との連携

区は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（消防署）と緊密な連携を図る。

## 3 近接区市との連携

### (1) 近接区市との連携

区は、近接区市の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接区市相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている区市間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接区市相互間の連携を図る。

### (2) 事務の一部の委託のための準備

区は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接区市等と平素から意見交換を行う。

## 4 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

区は、区の区域を所管する指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

## (2) 医療機関との連携

区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

## (3) 関係機関との協定の締結等

区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

## (4) 事業所等との連携

区は、都及び関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 事業所に対する支援

区は、東京消防庁（消防署）が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画作成などの指導について、必要に応じて協力する。

## 6 自主防災組織等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

区は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び区等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、自主防災組織に対する指導、訓練を実施するにあたっては、東京消防庁（消防署）の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

区は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

区は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### (1) 非常通信体制の整備

区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

また、国からの迅速な情報通信の確保のため、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を活用する。

#### (2) 非常通信体制の確保

区は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

### 第4 情報収集・提供等の体制整備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

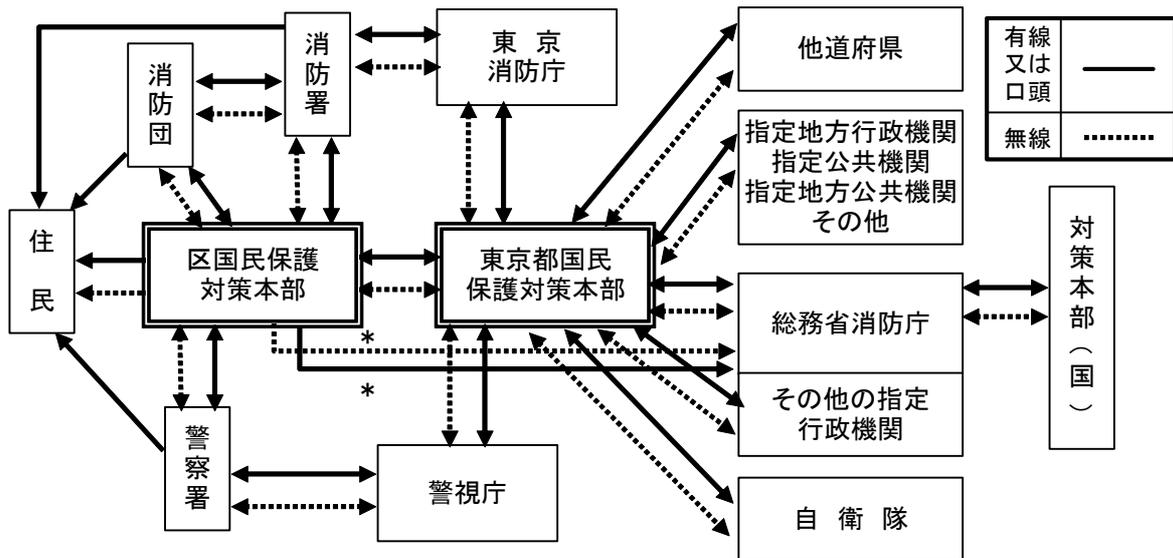
区は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

##### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

《通信連絡系統図》（都国民保護計画抜粋）



\* 武力攻撃災害等の状況により都対策本部に報告できない場合

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>区は、武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に保守、整備する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>区は都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>区は、地域災害情報システムを整備し、情報収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>区は、夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>区は、武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>区は、無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>区は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>区は、担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>区は、国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両、ホームページやツイッターをはじめ多様な手段等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li></ul> |
|--|

### (3) 情報の共有

区は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

- 区は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。
- 区長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。
- 警報の伝達にあたっては、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

### (2) 防災行政無線の整備

区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

### (3) 警察との連携

区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。また、東京海上保安部との協力体制を構築する。

#### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

#### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

○ 区は、警報の内容の伝達を行うこととなる区内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。

また、区は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用又は居住する施設》

- ・大規模集客施設等（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・大規模オフィス
- ・大規模な繁華街及び地下街
- ・大規模（超高層）集合住宅 外

○ 区は、都及び東京消防庁（消防署）が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導體制の整備等に関する指導・助言に協力する。

#### (6) 民間事業者の協力

区は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを推進する。

その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報収集のための体制整備

区は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

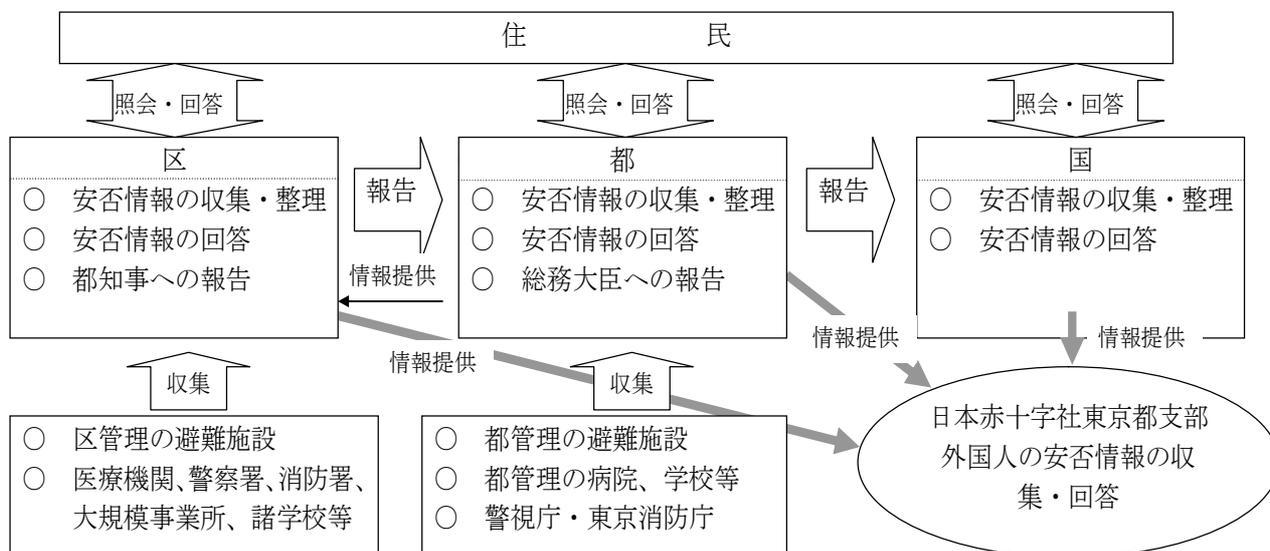
- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

《安否情報の収集・提供の概要》



## (2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

- 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する区が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応
  - ・ 区 …………… 区管理の避難施設  
                  区の施設（学校等）  
                  区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、  
                  諸学校等
  - ・ 都 …………… 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）  
                  警視庁、東京消防庁等

## (3) 住民等への周知

区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

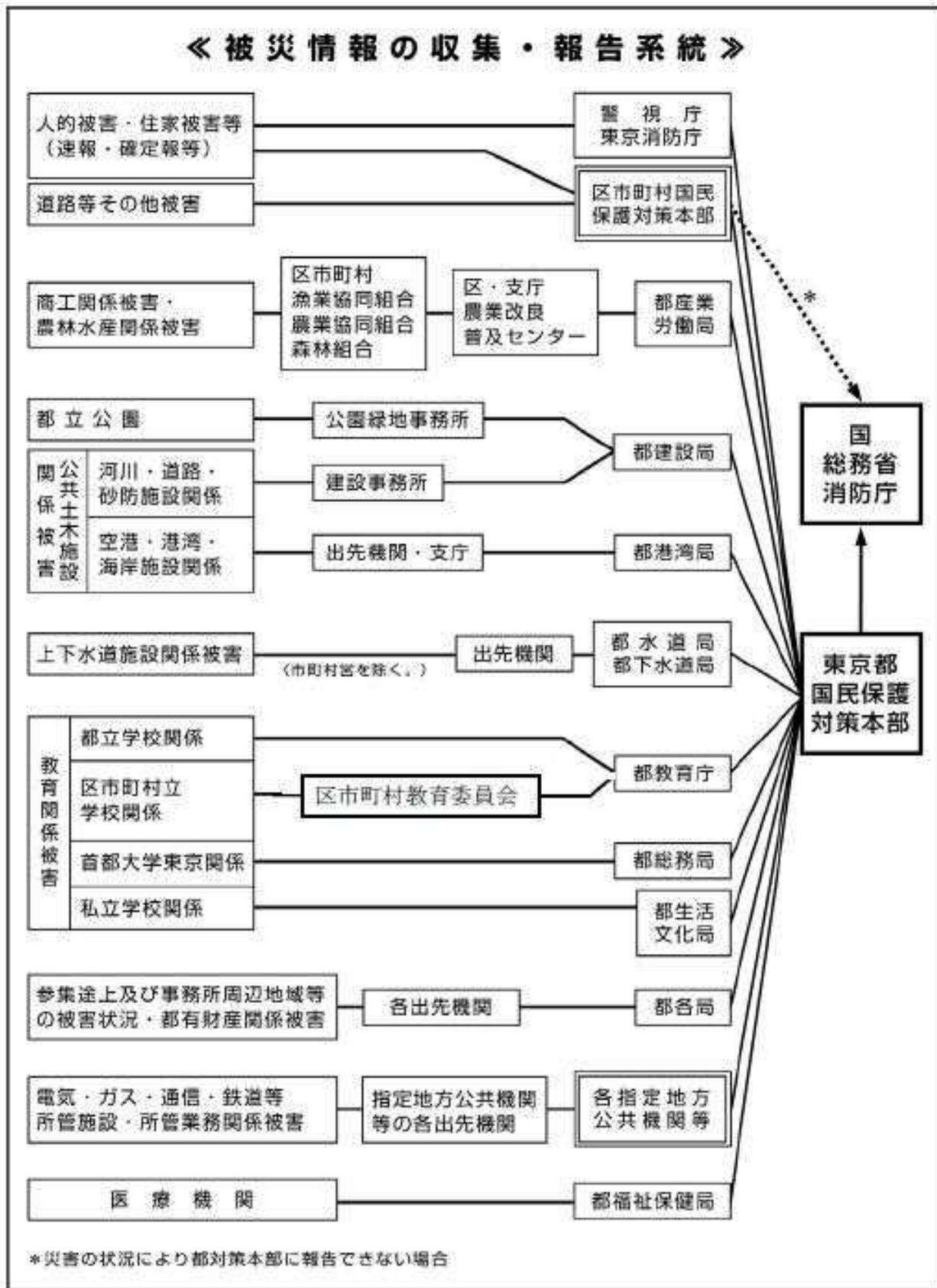
### (1) 情報収集・連絡体制の整備

区は、被災情報（以下参照）の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

#### 《収集・報告すべき情報》

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
  - ① 死者、行方不明者、負傷者
  - ② 住宅被害
  - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

(都国民保護計画抜粋)



## (2) 担当者の育成

区は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備（\*）

区は、武力攻撃事態において、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

### (1) 特殊標章等

#### ア 特殊標章

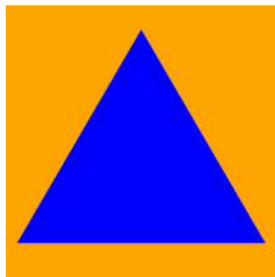
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

#### イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

#### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に  
青の正三角形）

表面		裏面																	
 <p>（この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余白）</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>		<table border="1"> <tr> <td>身長/Height _____</td> <td>眼の色/Eyes _____</td> <td>頭髪の色/Hair _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血液型/Blood type _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td>印/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of</td> </tr> </table>			身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:			血液型/Blood type _____			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印/Stamp	所持者の署名/Signature of	
身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____																	
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:																			
血液型/Blood type _____																			
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER																			
印/Stamp	所持者の署名/Signature of																		
（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））																			

（身分証明書のひな型）

### (2) 交付要綱の作成

区は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

#### （\*）【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### (3) 特殊標章等の作成・管理

区は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

## 第6 研修及び訓練

区職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、区における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

区は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、特別区職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

区は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

区は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 区における訓練の実施

区は、近隣区、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、東京海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

## (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 区対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び区対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

## (3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 区は、町会・自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 区は、都及び東京消防庁（消防署）と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- ⑥ 区は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

なお、基礎的資料は資料編に記載する。

#### (2) 隣接する区との連携の確保

区は、区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する区と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等要配慮者<sup>(\*)</sup>への配慮

区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応と同様に要配慮者の避難対策を講じる。

その際、要配慮者に関する地域協力体制づくりなど関係機関が行っている要配慮者対策との連携に配慮する。

#### (4) 民間事業者の協力

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

#### (5) 学校や事業所との連携

区は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、学校や事業所の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難のあり方について、東京消防庁（消防署）と連携し意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

<sup>(\*)</sup> 在宅の高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、災害時に配慮を要する人を「要配慮者」と呼んでいる。

## (6) 大規模集客施設との連携

区は、都及び東京消防庁（消防署）と協力し、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、施設管理者等に対して、武力攻撃事態等の観点を含めて、危機管理・自主防災・自衛消防対策の見直し、強化を要請するとともに必要に応じて指導、助言を行う。また、施設管理者等に対して、避難等の訓練への参加を促進するとともに、情報伝達体制の確立など連携に努める。

## (7) 超高層ビル等との連携

区は、都及び東京消防庁（消防署）と協力し、事業所やビル単位、特に超高層ビルや大規模オフィスにおける避難が円滑に行われるように、施設管理者等に対して、武力攻撃事態等の観点を含めて、危機管理・自主防災などの備えを見直し、強化を要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行う。また、施設管理者等に対して避難等の訓練への参加を促進する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

区は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、消防、警察、東京海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成したマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 都との調整

区は、区が行う救援について、地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

### (2) 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### (3) 救援センター運営の準備

区は、区が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

#### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

区は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

##### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する港区の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
  - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員
  - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
  - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
  - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
  - ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

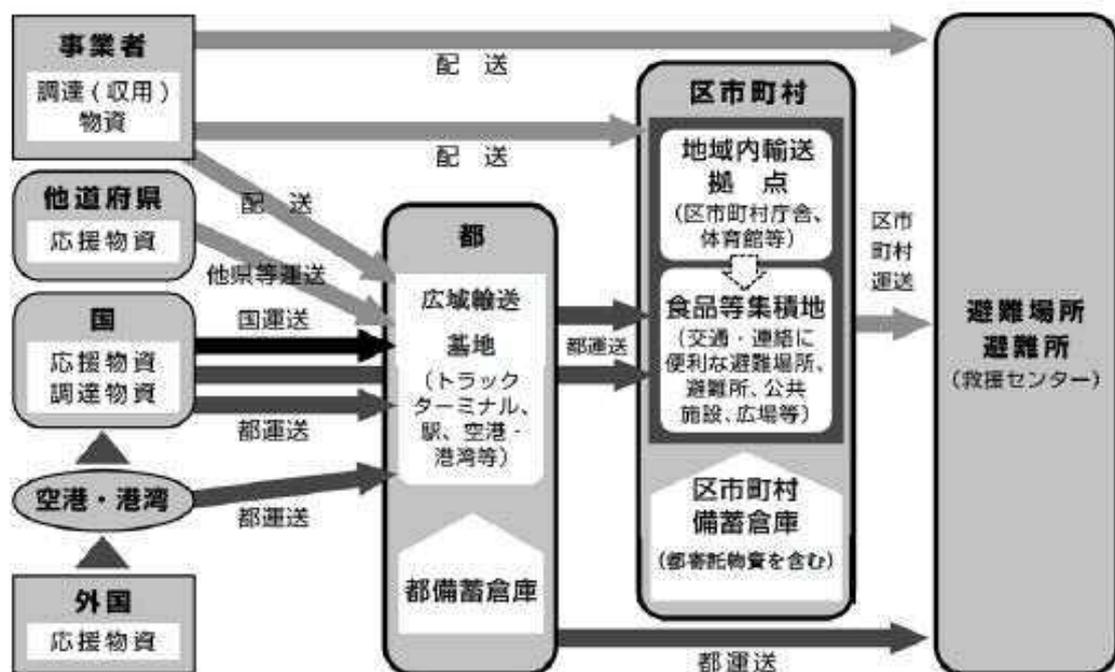
##### (2) 運送経路の把握等

区は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する港区の区域に係る運送経路の情報を共有する。

##### (3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

区は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

《緊急物資等の配送の概要》



## 5 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

《避難施設の区分》（都国民保護計画に基づき作成）

区 分	用 途	施 設（例示）
避 難 所	○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小、中、高等学校</li> <li>・公民館</li> <li>・体育館</li> <li>・劇場、ホール</li> <li>・コンベンション施設</li> <li>・地下鉄コンコース ※</li> <li>・地下街 ※ 等</li> </ul>
二次避難所	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設 等</li> </ul>
避難場所	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都立公園</li> <li>・河川敷 等</li> </ul>

※ 地下鉄コンコース、地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

区は、区内に所在する生活関連等施設について把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 区が管理する公共施設等における警戒

区は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察及び東京海上保安部等との連携を図る。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

区が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 区における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

区は、国民保護措置の実施のため特に必要となる次のような物資及び資材（\*）については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、あらたに備蓄、調達に努める。

##### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

#### (3) 都及び他の区市町村との連携

区は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

区は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### (2) 復旧のための各種資料等の整備等

区は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の

(\*) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

区は、啓発の実施にあたっては、自主防災組織の特性も活かしながら、防災に関する啓発と併せて行うなど、住民への啓発が効果的に行われるよう配慮する。

#### (3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

#### (4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

## 2 住民がとるべき行動等に関する啓発

- 区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- 区は、都が作成したパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。  
また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などととも、傷病者の応急手当について普及に努める。

## 3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。



## 第3編 武力攻撃事態等への対処



## 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、区では、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

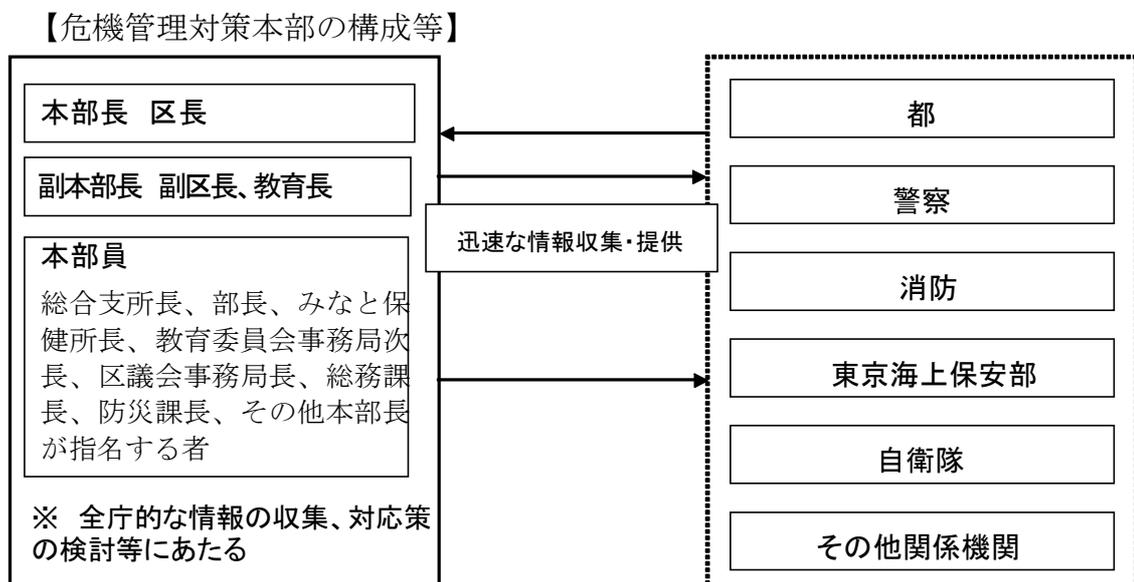
また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、区の初動体制について、以下のとおり定める。

### 1 事態認定前における危機管理対策本部等の設置及び初動措置

#### (1) 危機管理対策本部等の設置

- ① 区長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合には、速やかに、都、警察及び消防に連絡するとともに、区としての的確かつ迅速に対処するため、「危機管理対策本部」を設置する。



- ※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を区長及び幹部職員等に報告する。

- ② 「危機管理対策本部」は、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機管理対策本部を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合、危機管理対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

- ③ 区は、区対策本部の設置指定前にあっては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、区災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

## (2) 初動措置の確保

- ① 区は、「危機管理対策本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、「区災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、区長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

- ② 区は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

- ③ また、政府による事態認定がなされ、区に対し、区対策本部の設置の指定がない場合においては、区長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

## (3) 関係機関への支援の要請

区長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村に対し支援を要請する。

## (4) 対策本部への移行に要する調整

「危機管理対策本部」等を設置した後に政府において事態認定が行われ、区に対し、対策本部を設置すべき区市町村の指定の通知があった場合については、直ちに区対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「危機管理対策本部」等は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

区は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報連絡体制を立ち上げ、又は、危機管理対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、区長は、情報連絡のための体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、区の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 区対策本部の設置等

区は、対策本部の設置指定があった場合、区対策本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、区対策本部を設置する場合の手順や区対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 区対策本部の設置

#### (1) 区対策本部の設置の手順

区対策本部の設置は、次の手順により行う。

- ① 対策本部を設置すべき区市町村の指定の通知  
区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて対策本部を設置すべき区市町村の指定の通知を受ける。
- ② 区長による対策本部の設置  
指定の通知を受けた区長は、直ちに区対策本部を設置する（※事前に危機管理対策本部等を設置していた場合は、区対策本部に切り替える（前述））。
- ③ 区対策本部員及び区対策本部職員の参集  
区対策本部担当者は、区対策本部員、区対策本部職員等に対し、防災情報メールや、非常配備態勢動員の連絡網を活用し、区対策本部に参集するよう連絡する。
- ④ 区対策本部の開設  
区対策本部担当者は、本庁舎内5F会議室に区対策本部を開設するとともに、区対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。  
区長は、区対策本部を設置したときは、区議会に区対策本部を設置した旨を連絡する。
- ⑤ 交代要員等の確保  
区は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。
- ⑥ 本部の代替機能の確保  
区は、対策本部が被災した場合等対策本部を本庁舎内に設置できない場合は、事態の状況に応じてみなとパーク芝浦内に区対策本部を設置する。  
また、区の区域外への避難が必要で、区の区域内に区対策本部を設置することができない場合には、都と区対策本部の設置場所について協議を行う。

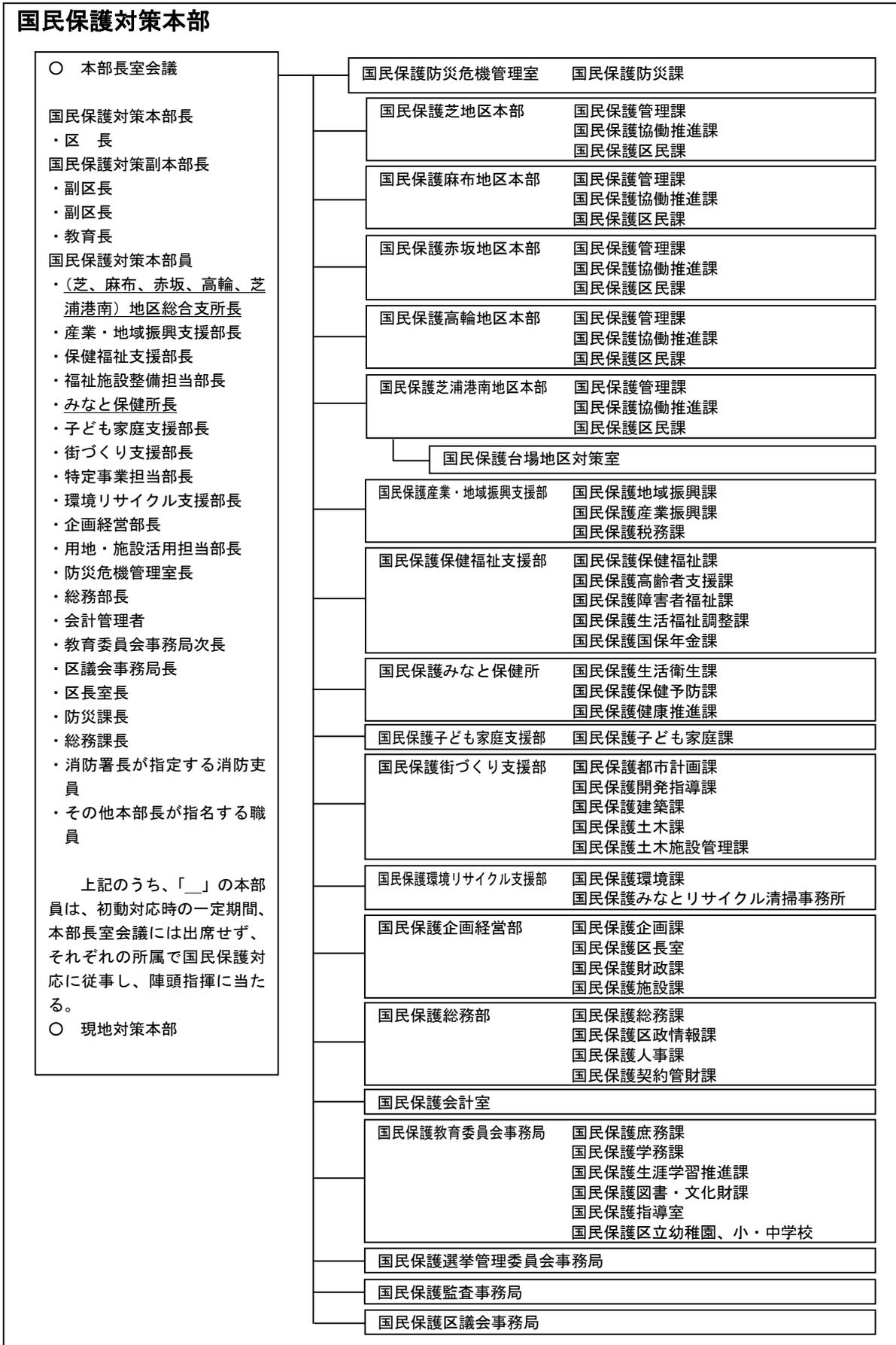
(2) 対策本部を設置すべき区の指定の要請等

区長は、区に対して区対策本部を設置すべき区市町村の指定が行われていない場合において、区における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、区対策本部を設置すべき区市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 区対策本部の組織構成及び機能

区対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【区対策本部の組織構成】



【区対策本部事務局（国民保護防災危機管理室）の編成】

	機 能
情報処理・判断班（統括）	<ul style="list-style-type: none"> <li>区対策本部事務局全体の統括</li> <li>被害情報等のトリアージ及び緊急の対策、対応に伴う判断</li> <li>本部情報及び災害情報の総括</li> <li>各部の情報、連絡の調整及び国民保護対策の指示</li> <li>避難実施要領案の作成</li> <li>特殊標章等の交付及び使用許可</li> <li>その他本部長の特命による事項</li> </ul>
本部会議運営班	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長室の庶務及び各部への指示・連絡</li> <li>本部長室会議の招集、運営、記録</li> <li>本部長室会議の資料作成、調整</li> <li>関係防災機関からの参集職員（本部派遣員）との調整</li> <li>国民保護対策本部の活動記録（国民保護対策の経過）作成</li> <li>その他本部長の特命による事項</li> </ul>
情報収集班（外部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般区民等、外部からの情報の収集、問合せ対応、記録等</li> <li>その他本部長の特命による事項</li> </ul>
情報収集班（内部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護各部からの情報の収集、問合せ対応、記録等</li> <li>その他本部長の特命による事項</li> </ul>
外部調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット、J - A L E R T、E m - N e t等を用いた広域的な情報収集及び記録</li> <li>防災行政無線同報系、防災情報メール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、緊急エリアメール等を活用した区民等への情報伝達</li> <li>防災行政無線、J - A L E R T、E m - N e t等の維持・復旧</li> <li>収集した情報の情報処理・判断班（統括）への伝達。</li> <li>収集情報と伝達情報の記録、整理</li> <li>被災情報及び安否情報等の東京都への報告</li> <li>東京都、他自治体等への要請</li> <li>警察、消防、自衛隊等への報告・要請</li> <li>東京都国民保護対策本部及び外部関係機関との連絡・調整</li> <li>その他本部長の特命による事項</li> </ul>
情報処理班 （芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南、台場、みなと保健所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護各地区本部、台場地区対策室、みなと保健所からの情報収集、問合せ対応及びそれぞれへの指示事項の伝達</li> <li>警報、緊急通報の内容の伝達</li> <li>収集した被害情報等の情報処理・判断班（統括）への伝達</li> <li>収集した情報の集計</li> <li>その他本部長の特命による事項</li> </ul>

【区の各部課における武力攻撃事態における業務】

部課名	武力攻撃事態等における業務
本部長室	1 国民保護措置全体の区の対処方針の策定 2 対策本部設置の指定、解除の指定の受理 3 現地対策本部の設置 4 都及び他の区市町村への応援の要否の判定 5 自衛隊派遣要請の要否の判定 6 避難実施要領の策定 7 他区市町村の避難住民の受け入れの可否判定 8 退避の指示、警戒区域設定 9 応急公用負担                    ほか

部課名		武力攻撃事態等における業務
国民保護 地区本部  芝 麻布 赤坂 高輪 芝浦港南	国民保護 管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室との連絡</li> <li>2 部内及び他部との連絡調整</li> <li>3 管内の被災情報、安否情報及び国民保護措置状況の総括</li> <li>4 所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括</li> <li>5 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護</li> <li>6 管内のり災証明書の交付</li> <li>7 管内の各種相談窓口の開設及び運営の総括</li> <li>8 地区本部内及び他部との連絡調整</li> <li>9 その他本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 協働推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内住民に対する警報、緊急通報の内容の伝達</li> <li>2 管内の被災情報の収集・整理・提供</li> <li>3 管内の安否情報の収集・整理・提供</li> <li>4 管内の避難場所の状況確認及び避難誘導（国民保護芝浦港南地区本部は除く）</li> <li>5 管内の避難施設の開設及び管理運営</li> <li>6 管内の避難所等の医療救護所の設営及び医薬品・医療資器材等の搬送</li> <li>7 管内避難施設での救援物資の配給</li> <li>8 管内の帰宅困難者への物資の支給等に関すること</li> <li>9 管内の遺体の収容及び搬送</li> <li>10 管内の道路、河川、橋りょう、排水機場等の被害状況調査</li> <li>11 管内の道路の障害物除去等の応急復旧</li> <li>12 その他本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 区民課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内の要配慮者の保護及び支援並びに安否情報の収集に関すること</li> <li>2 外国人相談に関すること</li> <li>3 外国人の安否情報に関し、日本赤十字社との連絡</li> <li>4 管内の災害弔慰金の支給、援護資金等の貸付</li> <li>5 管内の生活困窮者に対する保護及び支援</li> <li>6 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>

部課名		武力攻撃事態等における業務
国民保護 台場地区 対策室	国民保護 台場地区対 策室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室との連絡</li> <li>2 管内の被災情報、安否情報及び国民保護措置状況の総括</li> <li>3 所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括</li> <li>4 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護</li> <li>5 管内のり災証明書の交付</li> <li>6 管内の各種相談窓口の開設及び運営の総括</li> <li>7 管内の被災情報の収集・整理・提供</li> <li>8 管内の安否情報の収集・整理・提供</li> <li>9 管内の避難施設の開設及び管理運営</li> <li>10 管内の避難施設等の医療救護所の設営及び医薬品・医療資器材等の搬送</li> <li>11 管内避難施設での救援物資の配給</li> <li>12 管内の帰宅困難者への物資の支給等に関すること</li> <li>13 管内の遺体の収容及び搬送</li> <li>14 管内の道路、河川、橋りょう等の被害状況調査及び災害復旧</li> <li>15 管内の障害物の除去</li> <li>16 管内の要配慮者の保護及び支援並びに安否情報の収集に関すること</li> <li>17 台場地区管内の帰宅困難者への物資の支給等に関すること</li> <li>18 外国人相談に関すること</li> <li>19 外国人の安否情報に関し、日本赤十字社との連絡</li> <li>20 管内の災害弔慰金の支給、援護資金等の貸付</li> <li>21 管内の生活困窮者に対する保護及び支援</li> <li>22 その他本部長の特命による事項</li> </ol>
国民保護 産業・地域 振興支援 部	国民保護 地域振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室との連絡</li> <li>2 部内及び他部との連絡調整</li> <li>3 所管業務に関する被災情報及び国民保護措置状況の総括</li> <li>4 所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括</li> <li>5 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護</li> <li>6 港区国際交流協会への通訳ボランティアの協力要請に関する こと</li> <li>7 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 産業振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区内の商工業者の被害状況の調査</li> <li>2 中小企業の相談・支援等に関すること</li> <li>3 所管施設の保全管理並びに被害状況等の調査</li> <li>4 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護</li> <li>5 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>

部課名		武力攻撃事態等における業務
	国民保護 税務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 麻布及び赤坂地区本部管内の救援物資等の輸送に関すること</li> <li>2 麻布及び赤坂地区本部管内の救援物資の配分・配給への協力</li> <li>3 物資集積所の管理に関すること</li> <li>4 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
国民保護 保健福祉 支援部	国民保護 保健福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室との連絡</li> <li>2 部内及び他部との連絡調整</li> <li>3 所管業務に関する被災情報及び国民保護措置状況の総括</li> <li>4 所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括</li> <li>5 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護</li> <li>6 日本赤十字社との連携及び協力に関すること</li> <li>7 災害ボランティアの活用に係る社会福祉協議会との連携及び支援に関すること</li> <li>8 東京都からの義援金受領と配分に関すること</li> <li>9 社会福祉団体との連携及び協力に関すること</li> <li>10 災害弔慰金の支給、援護資金等の貸付の総括</li> <li>11 社会福祉協議会への災害ボランティアセンター設置の要請に関すること</li> <li>12 所管する要配慮者に対する支援の調整に関すること</li> <li>13 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 高齢者支援 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管する要配慮者に関する避難情報の収集及び状況把握</li> <li>2 所管する要配慮者に対する避難生活の支援</li> <li>3 所管施設の保全管理並びに被害状況等の調査</li> <li>4 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護</li> <li>5 避難施設（高齢者施設等）の開設及び管理運営</li> <li>6 避難所運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 障害者福祉 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管する要配慮者に関する避難情報の収集及び状況把握</li> <li>2 所管する要配慮者に対する避難生活の支援</li> <li>3 所管施設の保全管理並びに被害状況等の調査</li> <li>4 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護</li> <li>5 避難施設（障害者施設）の開設及び管理運営</li> <li>6 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 生活福祉調 整課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 遺体収容に関する計画づくりと遺体収容所の開設及び管理運営</li> <li>2 生活困窮者に対する保護及び支援の総括</li> <li>3 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>

部課名		武力攻撃事態等における業務
	国民保護 国保年金課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 芝、高輪及び芝浦港南地区本部管内の救援物資等の輸送に関すること</li> <li>2 芝、高輪及び芝浦港南地区本部管内の救援物資の配分・配給への協力</li> <li>3 物資集積所の管理に関すること</li> <li>4 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
国民保護 みなと保健所	国民保護 生活衛生課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室との連絡</li> <li>2 所内及び他部との連絡調整</li> <li>3 保健所所管業務に関する被災情報及び国民保護措置状況の総括</li> <li>4 保健所所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括</li> <li>5 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護</li> <li>6 医療機関の被害状況等の調査及び総括</li> <li>7 医療等の救護活動及び防疫等活動状況の記録の総括</li> <li>8 港区医師会等医療防疫機関との連絡調整</li> <li>9 医療救護班等の派遣要請及び調整</li> <li>10 防疫班の編成（国民保護保健予防課との協力）</li> <li>11 食品検査</li> <li>12 防疫等活動状況の記録</li> <li>13 被災地の感染症予防（国民保護保健予防課との協力）</li> <li>14 被災地の消毒</li> <li>15 消毒に必要な薬剤及び資器材の確保</li> <li>16 環境衛生、食品衛生の監視及び指導</li> <li>17 動物の保護等に関すること</li> <li>18 その他本部長の特命による事項</li> </ol>

部課名		武力攻撃事態等における業務
	国民保護 保健予防課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関の被害状況等の調査</li> <li>2 所管施設の保全管理並びに被害状況等の調査</li> <li>3 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護</li> <li>4 災害医療コーディネーターに関すること</li> <li>5 緊急医療救護所の設営及び医薬品・医療資器材等の搬送</li> <li>6 台場地区における医療救護所の設営及び医薬品・医療資器材等の搬送の補助</li> <li>7 医療救護所等の開設及び管理運営</li> <li>8 医療救護班等の編成</li> <li>9 各医療救護班等との連絡調整及び連携に関すること</li> <li>10 医療救護、乳幼児救護、保健指導及び栄養指導</li> <li>11 医療救護等に必要な医薬品及び資器材の確保</li> <li>12 医療等の救護活動状況の記録</li> <li>13 防疫班等の編成</li> <li>14 防疫等活動状況の記録</li> <li>15 被災地の感染症予防</li> <li>16 その他本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護保健予防課の補佐</li> <li>2 所管施設の保全管理並びに被害状況調査等の調査</li> <li>3 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護</li> <li>4 災害時保健活動に係る国民保護地区本部との調整に関すること</li> <li>5 災害時における保健師業務の調整に関すること</li> <li>6 その他本部長の特命による事項</li> </ol>
国民保護 子ども家 庭支援部	国民保護 子ども家庭 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室との連絡</li> <li>2 部内及び他部との連絡調整</li> <li>3 所管業務に関する被災情報及び国民保護措置状況の総括</li> <li>4 所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括</li> <li>5 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護</li> <li>6 所管する要配慮者に関する避難情報の収集及び状況把握</li> <li>7 所管する要配慮者に対する避難生活の支援</li> <li>8 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>

部課名		武力攻撃事態等における業務
国民保護 街づくり 支援部	国民保護 都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室との連絡</li> <li>2 部内及び他部との連絡調整</li> <li>3 所管業務に関する被災情報及び国民保護措置状況の総括</li> <li>4 所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括</li> <li>5 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護</li> <li>6 芝地区本部管内の避難場所への応援</li> <li>7 がれき処理の支援に関すること</li> <li>8 応急仮設住宅に関する建築資材と労力の確保及び調整</li> <li>9 応急仮設住宅用地の選定及び同住宅の設営</li> <li>10 応急仮設住宅の入居者の募集及び選定</li> <li>11 応急仮設住宅の管理</li> <li>12 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 開発指導課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 麻布地区本部管内の避難場所への応援</li> <li>2 国民保護建築課の事務分掌「2」～「8」の補佐</li> <li>3 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 建築課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 赤坂地区本部管内の避難場所への応援</li> <li>2 被災宅地応急危険度判定に関すること</li> <li>3 被災建築物応急危険度判定に関すること</li> <li>4 被災住家の被害調査に関すること</li> <li>5 応急住宅措置及び応急復旧の技術的指導</li> <li>6 建築物の被災予防及び補強工事の指導</li> <li>7 建築物、工作物、がけ等の災害予防及び応急復旧の技術的指導</li> <li>8 応急復旧現場の危害防止に関すること</li> <li>9 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 土木課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高輪地区本部管内の避難場所への応援</li> <li>2 道路、河川、橋りょう、排水機場等の被害情報の集約及び道路等の障害物の除去等の計画づくり</li> <li>3 各地区所管施設等の被害状況の調査及び復旧の応援</li> <li>4 各地区所管施設の保全管理の応援</li> <li>5 各地区所管内の障害物の除去の応援</li> <li>6 土木に関する資機材及び労力の確保</li> <li>7 各地区所管内の遺体の収容及び搬送の応援</li> <li>8 水防機関（国道・都道・河川・下水道管理者等）との連絡</li> <li>9 応急給水槽（芝・青山・桂坂）の飲料水機器の運転操作の応援</li> <li>10 大規模井戸の管理及び機器の運転操作の応援</li> <li>11 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 土木施設管 理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護土木課の事務分掌「1」～「10」の補佐</li> <li>2 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>

部課名		武力攻撃事態等における業務
国民保護 環境リサ イクル支 援部	国民保護 環境課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室との連絡</li> <li>2 部内及び他部との連絡調整</li> <li>3 所管業務に関する被災情報及び国民保護措置状況の総括</li> <li>4 所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括</li> <li>5 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護</li> <li>6 高輪地区本部管内の避難場所への応援</li> <li>7 環境対策に関すること</li> <li>8 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 みなとりサ イクル清掃 事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 がれき処理の計画づくり</li> <li>2 道路障害物及びがれきの収集・運搬</li> <li>3 ごみ及びし尿の処理</li> <li>4 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
国民保護 企画経営 部	国民保護 企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室との連絡</li> <li>2 部内及び他部との連絡調整</li> <li>3 国民保護防災危機管理室防災課の補佐</li> </ol>
	国民保護 区長室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関との連絡に関すること</li> <li>2 広報に関すること</li> <li>3 広聴に関すること</li> <li>4 渉外事務に関すること</li> <li>5 その他本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置に係る予算に関すること</li> <li>2 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 施設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区施設の応急危険度判定</li> <li>2 庁舎等公共施設の応急復旧及び修繕</li> <li>3 本庁舎及び議会棟の保全及び管理</li> <li>4 避難施設等（応急仮設住宅を除く。）の応急整備</li> <li>5 応急仮設住宅の建設業者の確保に当たっての国民保護都市計画課への協力</li> <li>6 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
国民保護 総務部	国民保護 総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室との連絡</li> <li>2 部内及び他部との連絡調整</li> <li>3 所管業務に関する被災情報及び国民保護措置状況の総括</li> <li>4 所管施設の保全管理と被害状況等の収集及び報告の総括</li> <li>5 国民保護措置に伴う損失及び損害の補償に関すること</li> <li>6 その他渉外事務に関すること</li> <li>7 本庁舎及び議会棟の被害状況等の総括</li> <li>8 区への義援金の受領及び配分</li> <li>9 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 区政情報課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電子計算機のシステム維持の管理及び保全</li> <li>2 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>

部課名		武力攻撃事態等における業務
	国民保護 人事課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国又は他の地方公共団体からの派遣職員に関すること</li> <li>2 本部職員の動員、サービス及び給与等に関すること</li> <li>3 本部職員の給食に関すること</li> <li>4 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査</li> <li>5 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 契約管財課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置に必要な物資及び資材の調達</li> <li>2 救援物資の輸送等の指揮・統括</li> <li>3 国民保護措置に必要な車両、舟艇等の調達及び配車</li> <li>4 国民保護措置のために調達する物資等の検査</li> <li>5 庁有車の管理及び本部職員の輸送</li> <li>6 本庁舎及び議会棟の被害状況等の調査</li> <li>7 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
国民保護 会計室	国民保護 会計室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室との連絡</li> <li>2 室内及び他部との連絡調整</li> <li>3 国民保護措置に必要な現金及び有価証券の出納保管</li> <li>4 国民保護措置に必要な収支命令の審査、執行及び現金の支払いに関すること</li> <li>5 国民保護措置に必要な用品及び物品の出納保管</li> <li>6 部内及び他部に対する応援</li> <li>7 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
国民保護 教育委員会 事務局	国民保護 庶務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室との連絡</li> <li>2 局内及び他部との連絡調整</li> <li>3 所管業務に関する被災情報及び国民保護措置状況の総括</li> <li>4 所管施設の保全管理及び被害状況等の収集及び報告の総括</li> <li>5 東京都並びに区教育委員会及び区教育機関との連絡調整</li> <li>6 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 学務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急教育実施場所の選定及び確保</li> <li>2 被災児童・生徒の学用品の支給</li> <li>3 被災学校の保健衛生及び給食実施の調整</li> <li>4 学校施設の応急補修等</li> <li>5 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 生涯学習推 進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査</li> <li>2 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護</li> <li>3 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
	国民保護 図書・文化財 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査</li> <li>2 所管施設の利用者の保護・誘導及び応急救護</li> <li>3 文化財の被害状況等の調査</li> <li>4 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>

部課名		武力攻撃事態等における業務
国民保護 指導室		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急教育実施の指導</li> <li>2 児童・生徒の被災状況の把握の総括</li> <li>3 被災幼児及び児童・生徒の生活指導の統括</li> <li>4 学校の教育経営に関する支援</li> <li>5 教職員の動員、サービス管理等の統括</li> <li>6 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>
国民保護 区立学校・幼 稚園		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急教育の実施</li> <li>2 幼児及び児童生徒の保護・誘導と応急救護並びに保護者との連絡</li> <li>3 被災幼児及び児童・生徒の生活指導</li> <li>4 施設・設備の被害状況の調査・報告</li> <li>5 学校教育の早期再開の実施</li> <li>6 避難施設の開設及び管理運営に対する協力</li> <li>7 その他本部長の特命による事項</li> </ol>
国民保護 選挙管理 委員会事 務局	国民保護 選挙管理委 員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室との連絡</li> <li>2 局内及び他部との連絡調整</li> <li>3 国民保護高輪地区本部協働推進課の補佐</li> </ol>
国民保護 監査事務 局	国民保護 監査事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室との連絡</li> <li>2 局内及び他部との連絡調整</li> <li>3 国民保護芝浦港南地区本部協働推進課の補佐</li> </ol>
国民保護 区議会事 務局	国民保護 区議会事務 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室との連絡</li> <li>2 局内及び他部との連絡調整</li> <li>3 区議会との連絡調整</li> <li>4 避難施設運営ほか本部長の特命による事項</li> </ol>

【参考】武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	分掌事務
東京消防庁 第一消防方面本部 芝消防署 麻布消防署 赤坂消防署 高輪消防署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること</li> <li>2 消火、救助・救急に関すること</li> <li>3 危険物等の措置に関すること</li> <li>4 避難住民の誘導に関すること</li> <li>5 警報伝達の協力に関すること</li> <li>6 消防団との連携に関すること</li> <li>7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること</li> <li>8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること</li> </ol>

#### (4) 区対策本部における広報等

区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、区対策本部における広報広聴体制を整備する。

##### 【区対策本部における広報体制】

##### ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報は一元的に国民保護区長室が行う。

##### ② 広報手段

広報誌、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか記者会見によりメディアを通じた広報等により、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

##### ③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ) 区対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行う。

ウ) 都と連携した広報体制を構築する。

##### ④ 関係する報道機関への情報提供

放送事業者、新聞事業者等の報道機関へ、情報を提供する。

#### (5) 区現地対策本部の設置

区長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、区対策本部の事務の一部を行うため、区現地対策本部を設置する。

区現地対策本部長や区現地対策本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

#### (6) 現地連絡調整所の設置

区は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

##### 《参加機関》

都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

##### 《実施内容》

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

区は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を

派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

## (7) 区対策本部長の権限

区対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

### ① 区の区域内の国民保護措置に関する総合調整

区対策本部長は、港区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、国民保護措置に関する総合調整を行う。

### ② 都対策本部長に対する総合調整の要請

区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。<sup>(\*)</sup> また、区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、区対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

### ③ 情報の提供の求め

区対策本部長は、都対策本部長に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

### ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

区対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、港区の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

### ⑤ 区教育委員会に対する措置の実施の求め

区対策本部長は、区教育委員会に対し、区の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、区対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

## (8) 区対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して区対策本部を設置すべき区市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、区

<sup>(\*)</sup> 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

区は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系区防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、区対策本部と区現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### (2) 情報通信手段の機能確認

区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

区は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 3 特殊標章等の交付及び管理

区長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- 区の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

なお、国民保護措置に係る職務を行う消防団員に交付する特殊標章等の交付要綱の作成、特殊標章等の交付及び使用に係る事務は、消防総監が行うこととされている。

## 第3章 関係機関相互の連携

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と区との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・都の対策本部との連携

#### (1) 国・都の対策本部との連携

区は、都の対策本部及び、都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の対策本部長から都対策本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

#### (2) 国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会<sup>(\*)</sup>を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

### 2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 都知事等への措置要請

区は、区の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

区は、区の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

<sup>(\*)</sup> 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

## 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 区長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては作戦システム運用隊司令を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 区長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動<sup>(\*)</sup>により出動した部隊とも、区対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。
- ③ 区は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する。

## 4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

### (1) 他の区市町村長等への応援の要求

- ① 区は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村の長その他の執行機関に対して応援を求める。
- ② 応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

### (2) 都への応援の要求

区は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

### (3) 事務の一部の委託

- ① 区が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する

<sup>(\*)</sup> 内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）

ときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、区は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、区長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 区は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 区は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6 区を行う応援等

### (1) 他の区市町村に対して行う応援等

① 区は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、区長は、所定の事項を議会に報告し、また区は公示を行い、都に届け出る。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

区は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 自主防災組織等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援

区は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

区は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、区は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮を行い、その技能等の効果的な活用を図る。

区の要請に基づき、港区社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努める。

都は、東京都災害ボランティアセンター<sup>(\*)</sup>を設置・運営し、区の災害ボランティアセンターに対し、災害ボランティアコーディネーターの派遣等の支援を実施する。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

区は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

区は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

<sup>(\*)</sup>ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援するため、都が東京ボランティア・市民活動センターと協働で設置・運営する災害ボランティアセンター。

## 第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 再掲

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)
	訴訟に関する事。 (法第6条、175条)

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

区は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、区文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

区は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第5章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

区は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達・通知

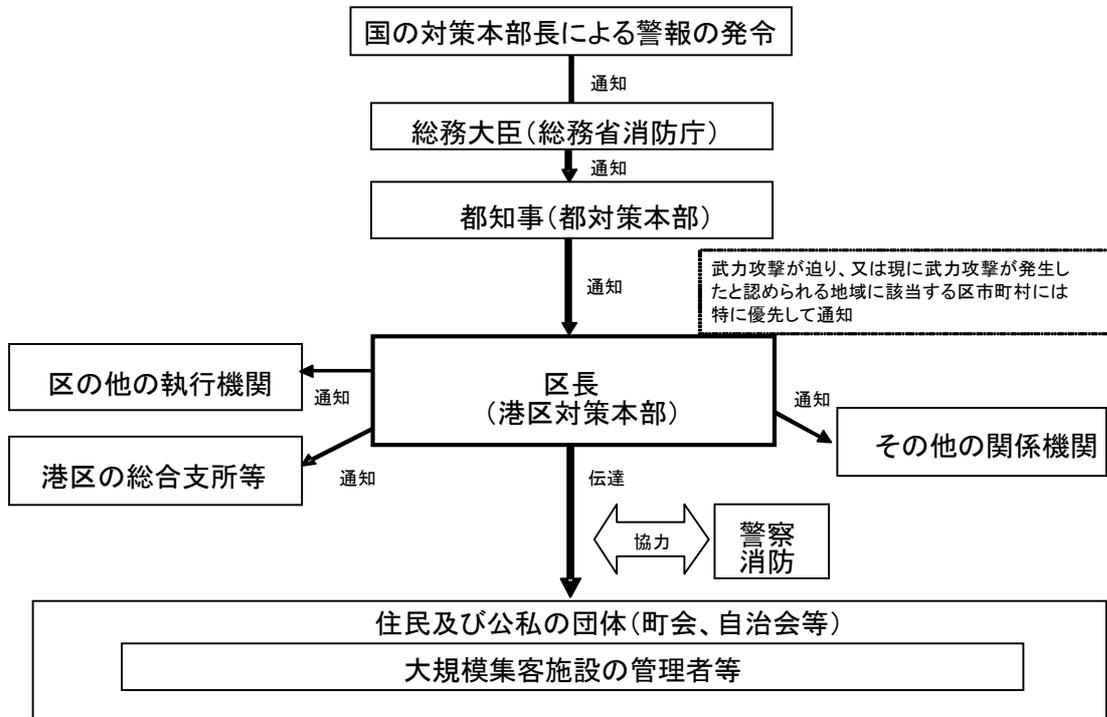
##### (1) 警報の内容の伝達等

- ① 区は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、町会・自治会、社会福祉協議会、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。
- ② 区は、都と協力して、区内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 区は、区の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ（<http://www.city.minato.tokyo.jp>）に警報の内容を掲載する。

区長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に港区が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に港区が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、自主防災組織による各世帯等への伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 区長は、警報の内容の伝達にあたり、東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。なお、この場合、消防団は、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に行動するものとする。

また、区は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携を図る。

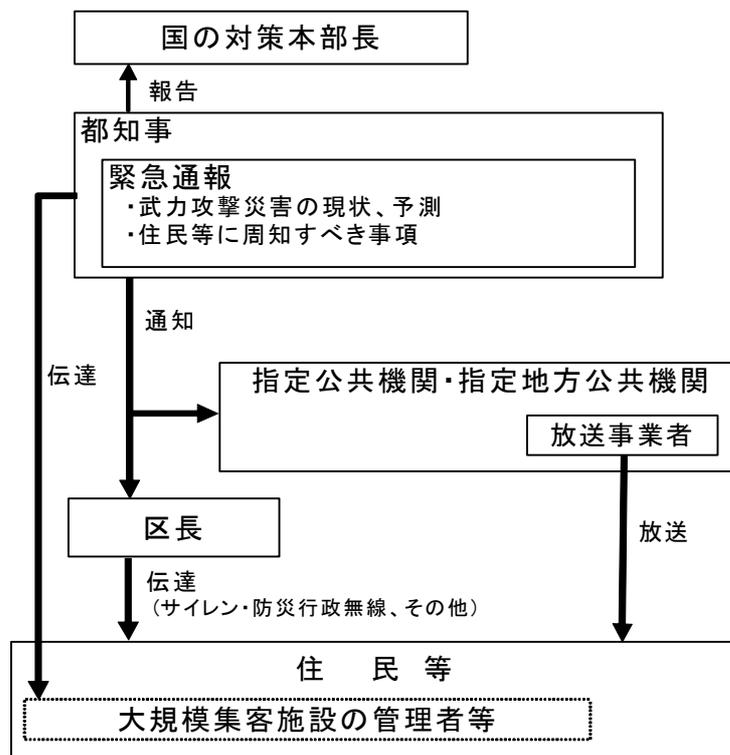
(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられる体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

### 3 緊急通報の伝達及び通知

都知事が発令する緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

#### 《緊急通報の発令の概要》



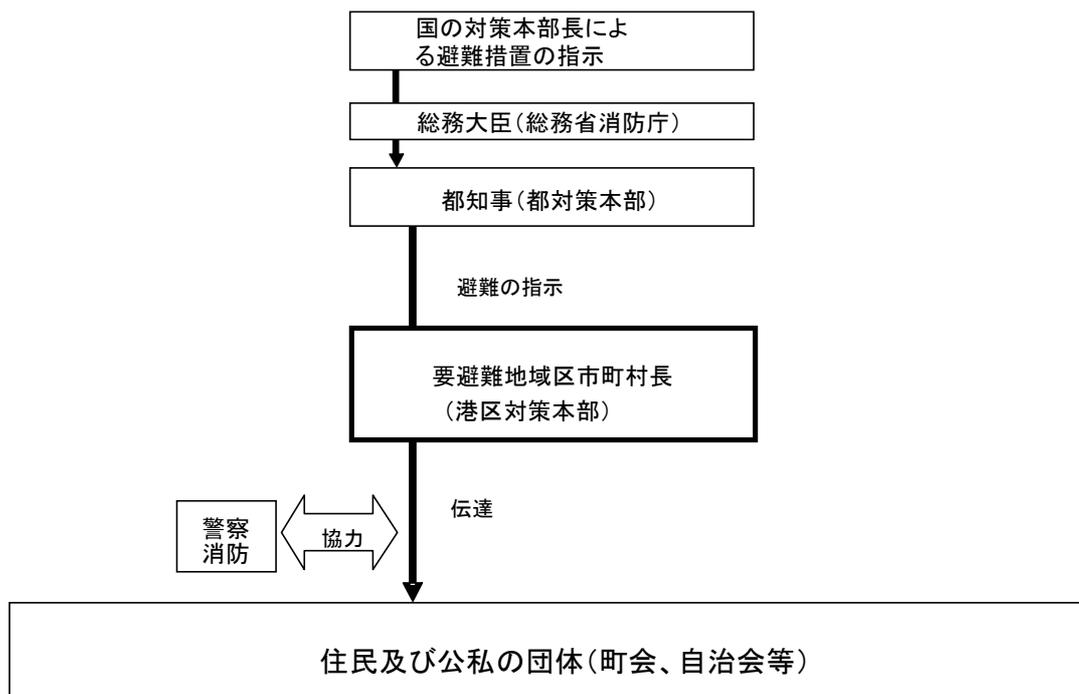
## 第2 避難住民の誘導等

区は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。区が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の伝達

- ① 区長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- ② 区長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

避難の指示の流れについては下図のとおりである。



## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

- ① 区長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、東京海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

- ② 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

#### 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

### (2) 避難実施要領に記載する項目

区長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 区職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

### (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送) )
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)  
(都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定 (避難支援プラン、要配慮者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

#### (4) 国の対策本部長による利用指針の調整

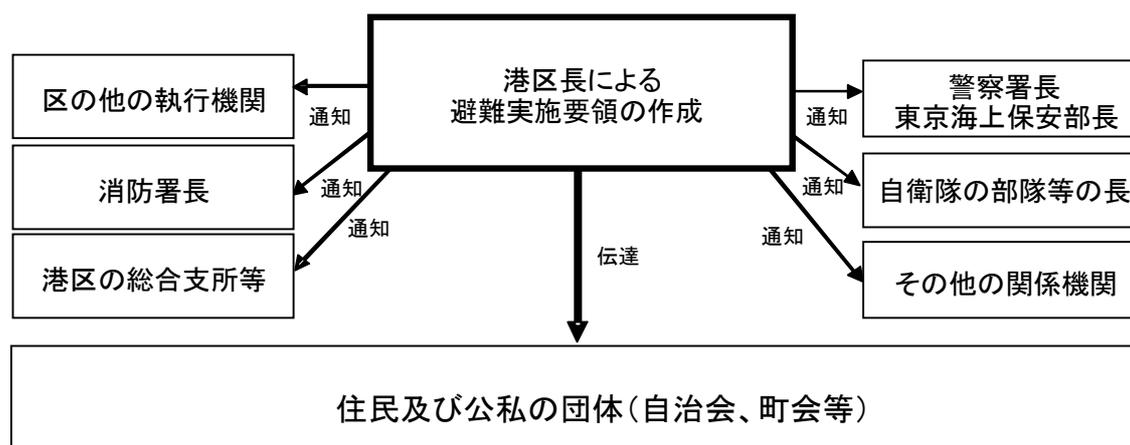
- 区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- この場合において、区長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。

#### (5) 避難実施要領の内容の伝達等

区長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、区長は、直ちに、その内容を区の他の執行機関、区内の消防署長、警察署長、東京海上保安部長及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、区長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 区長による避難住民の誘導

① 区長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、区長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

② なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 東京消防庁との連携

区長は、避難住民の誘導を行うにあたっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。

なお、区内の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

区長は、必要があると認めるときは、警察署長、東京海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

区長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に

対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

区長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

#### (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

区長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

区長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

#### (6) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、都要配慮者対策統括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする

なお、要配慮者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

#### (7) 残留者等への対応

避難住民の誘導にあたる区職員は、警察、消防と共に、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

#### (8) 避難場所の運営

区は、原則、区内に所在する避難場所を運営する。

#### (9) 避難所等における安全確保等

区は、警視庁（警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに警視庁（警察署）と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

区は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

#### (10) 動物の保護等に関する配慮

区は、都と連携し「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

#### (11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる区は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

#### (12) 都に対する要請等

- ① 区長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。  
その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。
- ② また、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- ③ 区長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- ④ 区長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行なう際など区のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

#### (13) 避難住民の運送の求め等

区長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。

#### (14) 避難住民の復帰のための措置

区長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

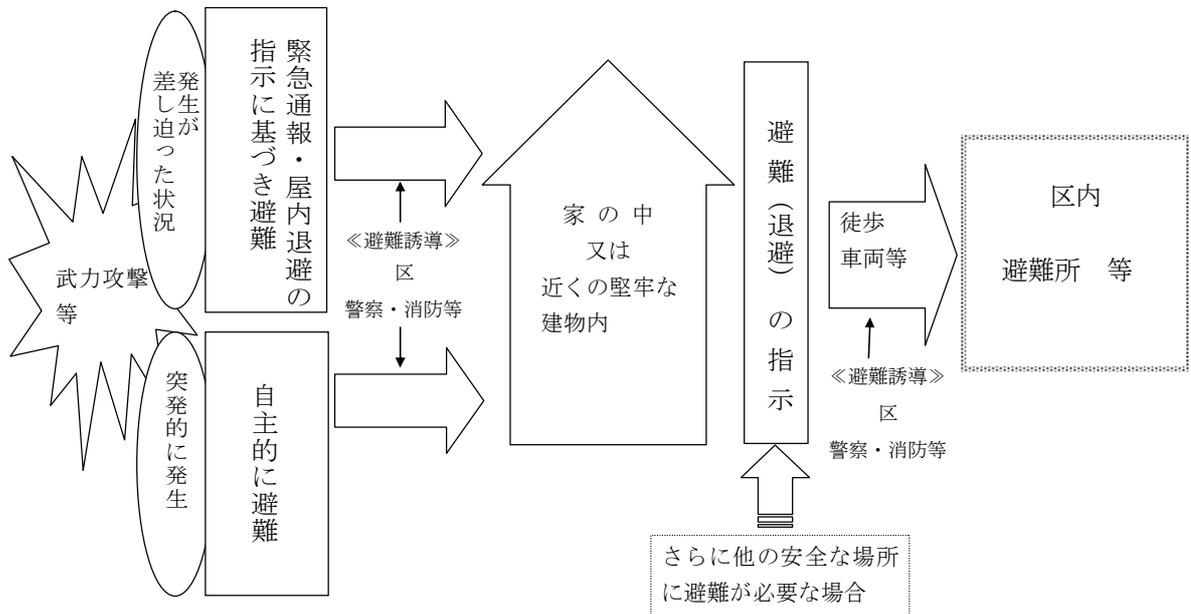
#### 4 想定される避難の形態と区による誘導

##### (1) 突発的かつ局地的な事態の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

###### ① 屋外で突発的に発生

区が要避難地域となった場合、区は、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

##### ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本  
ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要
- 状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠  
また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応
- 当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁

(消防署)、東京海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要

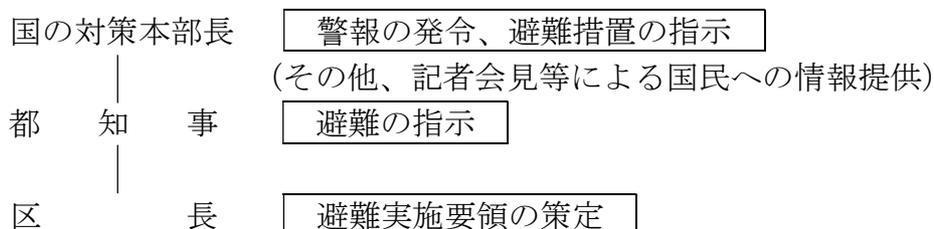
また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

#### 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

- ・ 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要
- ・ 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる
- ・ 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

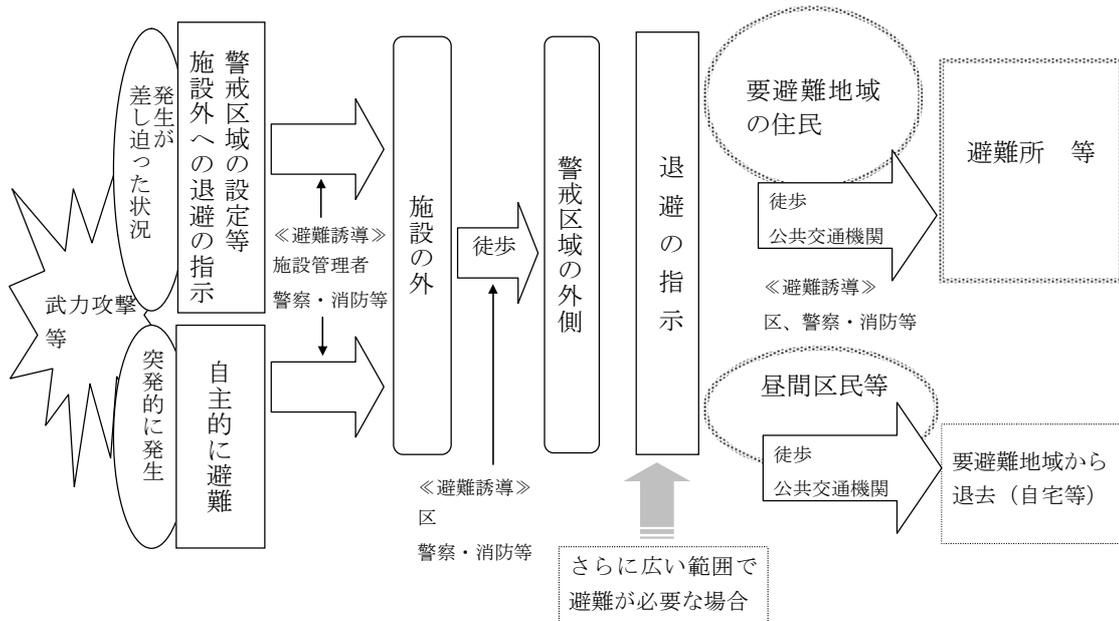
#### 航空攻撃（通常爆弾等）

弾道ミサイル攻撃に準じる。

緊急処理事態（大規模テロ等）

緊急処理事態（大規模テロ等）への対処で記述

- ② 大規模集客施設等内で突発的に発生  
 区は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民  
 等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



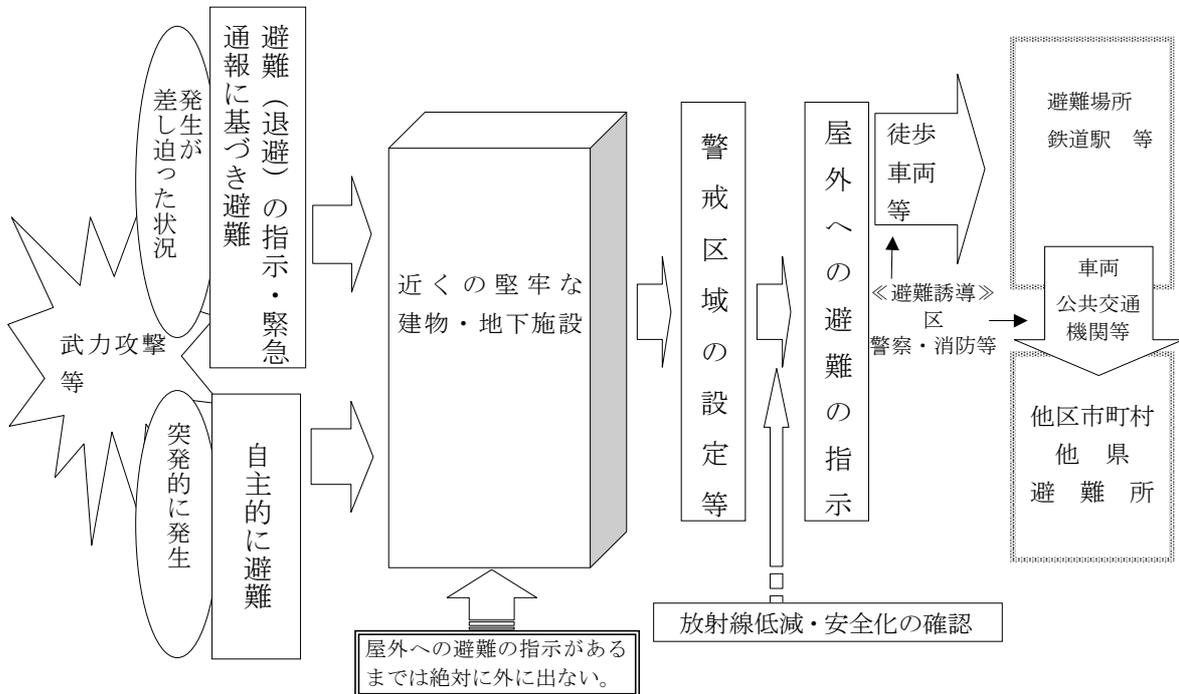
《該当する事態類型と避難上の留意点》

緊急処理事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む））

第5編緊急処理事態（大規模テロ等）への対処で記述

## (2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

区が要避難地域となった場合、区は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



### 《該当する事態類型と避難上の留意点》

#### 弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

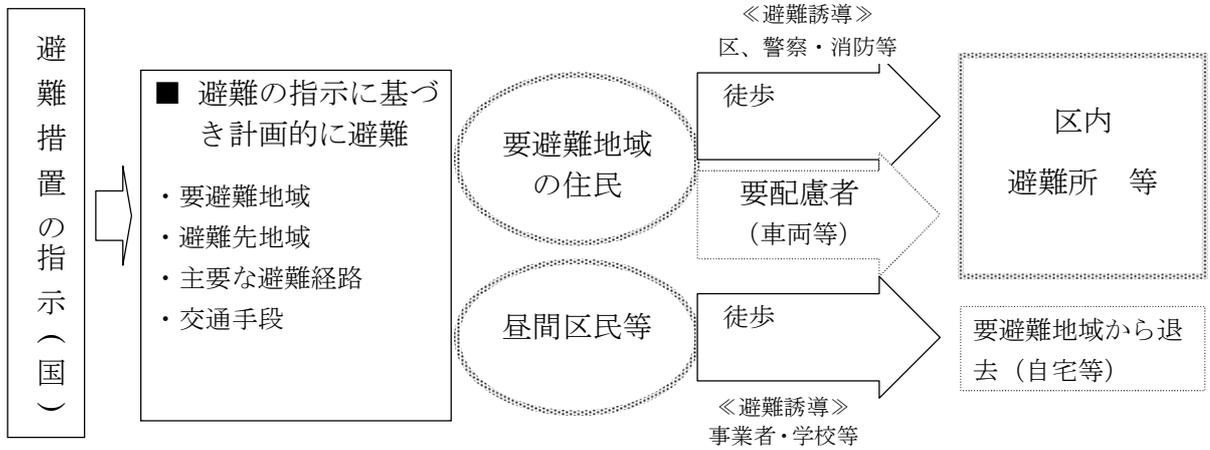
- ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難
- ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる
- ・ 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導

#### 航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

区が要避難地域となった場合、区は、避難の指示等に基づき、避難住民を区内の避難所等まで誘導する。



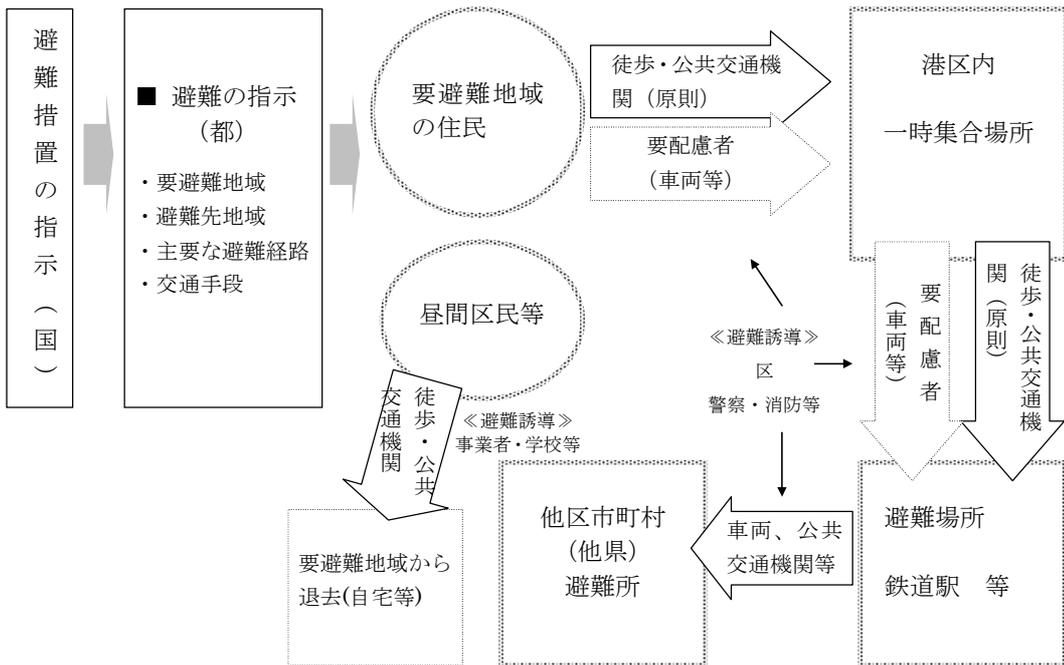
《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

区が避難地域となった場合、区は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合同所又は避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

**着上陸侵攻**

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

## 第6章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

区長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

#### (2) 救援の補助

区長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 都への要請等

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の区市町村との連携

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

区長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の程度及び方法の基準

区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

## 4 救援の内容

### (1) 収容施設の供与

#### ① 避難所

##### ア 避難所・二次避難所の開設、運営

区は、区内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設）

女性や要配慮者の視点に配慮した運営に努める。

##### イ 避難所・二次避難所の管理

区は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。）

##### ウ 救援センターの設置

区は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- ・避難住民に対する食料等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・区（長）に対する物資・資材等の要請 等

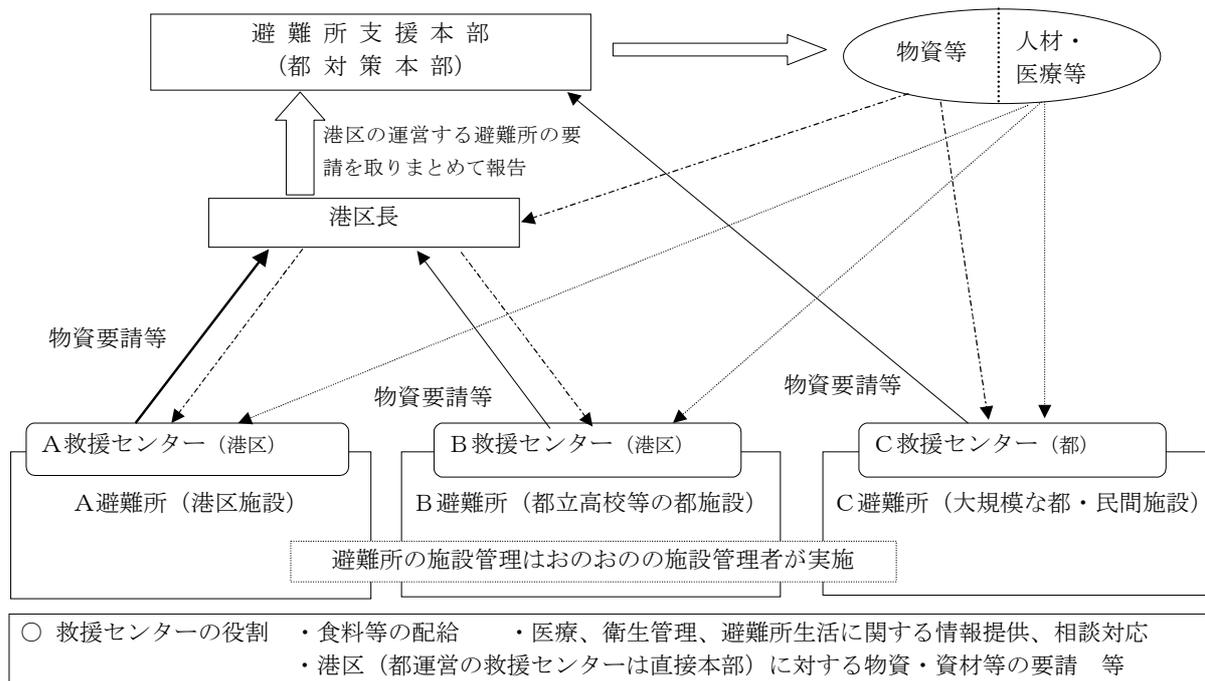
##### エ 都対策本部（避難所支援本部<sup>(\*)</sup>）への報告

区（長）は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

(\*) 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

- ・救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・学用品の供給
- ・応急医療の提供
- ・避難所における保健衛生の確保 等

《避難所支援本部・救援センターの役割》



② 応急仮設住宅等の設置、運営

区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

① 食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び区における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、区における備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。

② 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能または困難になった場合、区は、都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供及び助産

① 医療に関する情報提供

区は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

② 被災者への医療の提供及び助産

区は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。

区は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する派遣要請
- ・医療機関の確保
- ・その他広域的な応援要請

③ 患者の搬送

区は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、医療施設への搬送は、重症者を優先するなど状況に応じて次により行うものとする。

- ・東京消防庁に対する搬送要請
- ・区や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

(4) 被災者の捜索及び救出

区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 埋葬及び火葬

区は、身元不明死体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

区は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

区は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

区は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(8) 学用品の給与

区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。

区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。なお、必要があると認めるときは、金銭の支給に代えて行う。

(9) 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い

区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。

区は、警視庁等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容及び処理等を行う。

区は、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

区は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し<sup>(\*)</sup> これらを除去する。

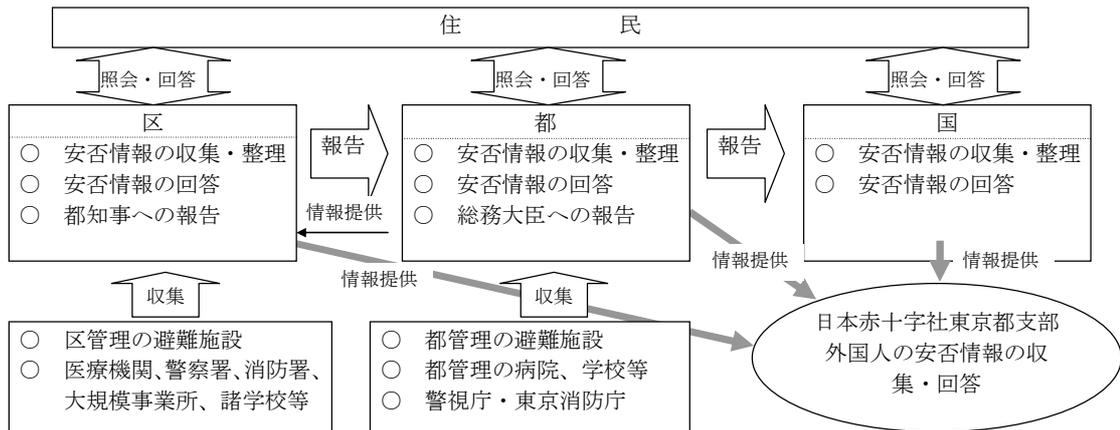
---

<sup>(\*)</sup> 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施。

## 第7章 安否情報の収集・提供

区は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

区は、避難住民や負傷或いは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集する。

《収集の役割分担》

- ・区 …………… 区管理の避難施設、区の施設（学校等）  
区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・都 …………… 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）  
警視庁、東京消防庁等

#### (2) 安否情報収集への協力要請

区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を行うよう要請する場合は、当該協力は、各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

区は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

## 2 都に対する報告

区は、都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 区は、安否情報の照会窓口や照会方法について、区対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### (2) 照会者の本人確認

- ① 区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証等）を窓口において提出又は提示させる。
- ② 区は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

### (3) 安否情報の回答

- ① 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か

及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- ② 区は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。
- ③ 区は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

#### (4) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

#### 4 日本赤十字社に対する協力

区は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(3)、(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第8章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

区は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

区は、国や都等の関係機関と協力して、区の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 都知事への措置要請

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、区長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

区は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 都知事への通知

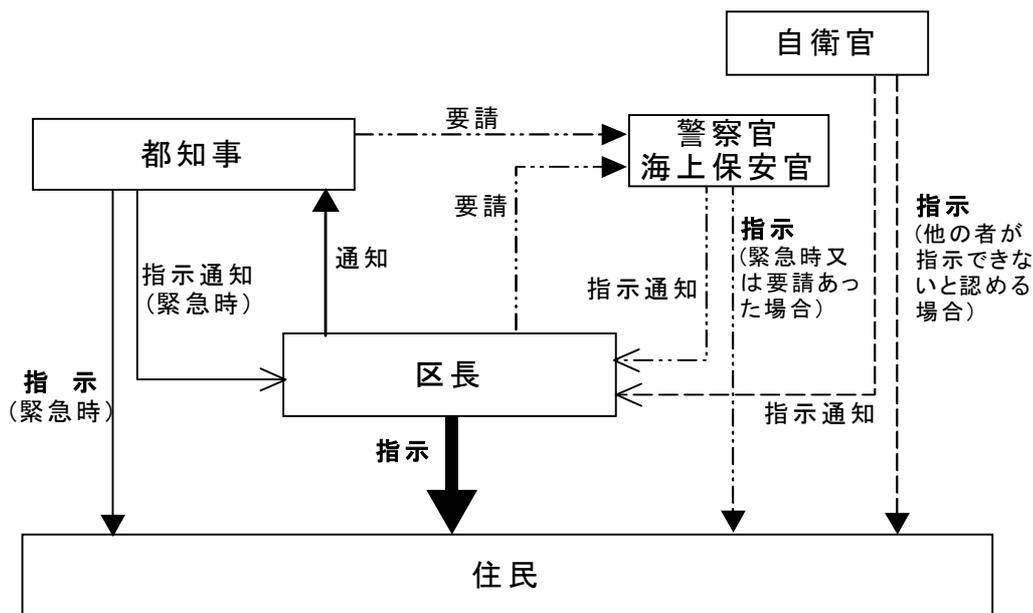
区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

## 第2 応急措置等

区長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### 《退避の指示の概要》



#### (1) 退避の指示

区長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。<sup>(\*)</sup>

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示（例）】

「〇〇×丁目、△△〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

<sup>(\*)</sup> 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、区長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

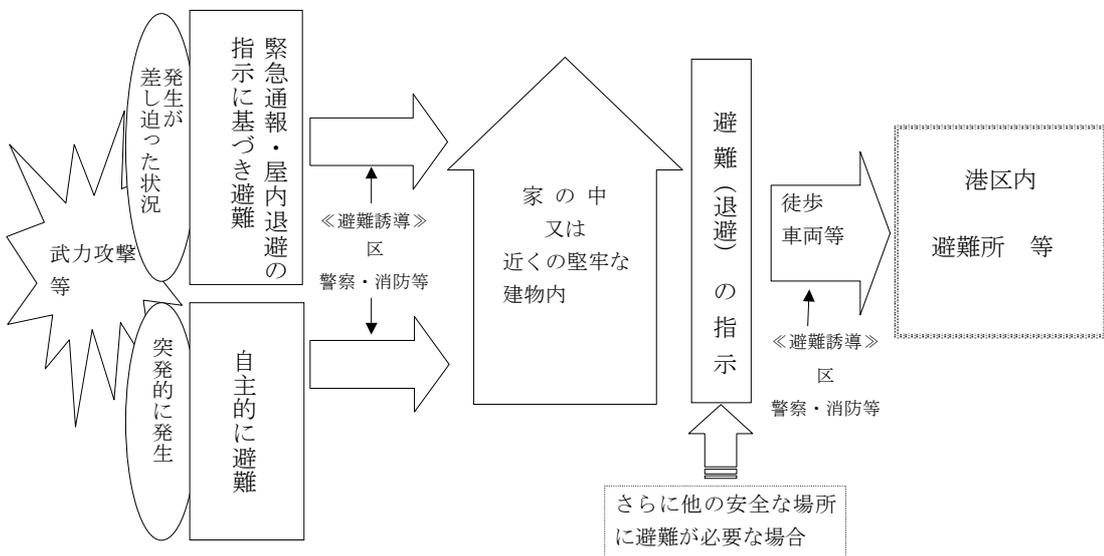
① 屋内への退避の指示

区長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

《屋内退避のイメージ》



【屋内退避の指示（例）】

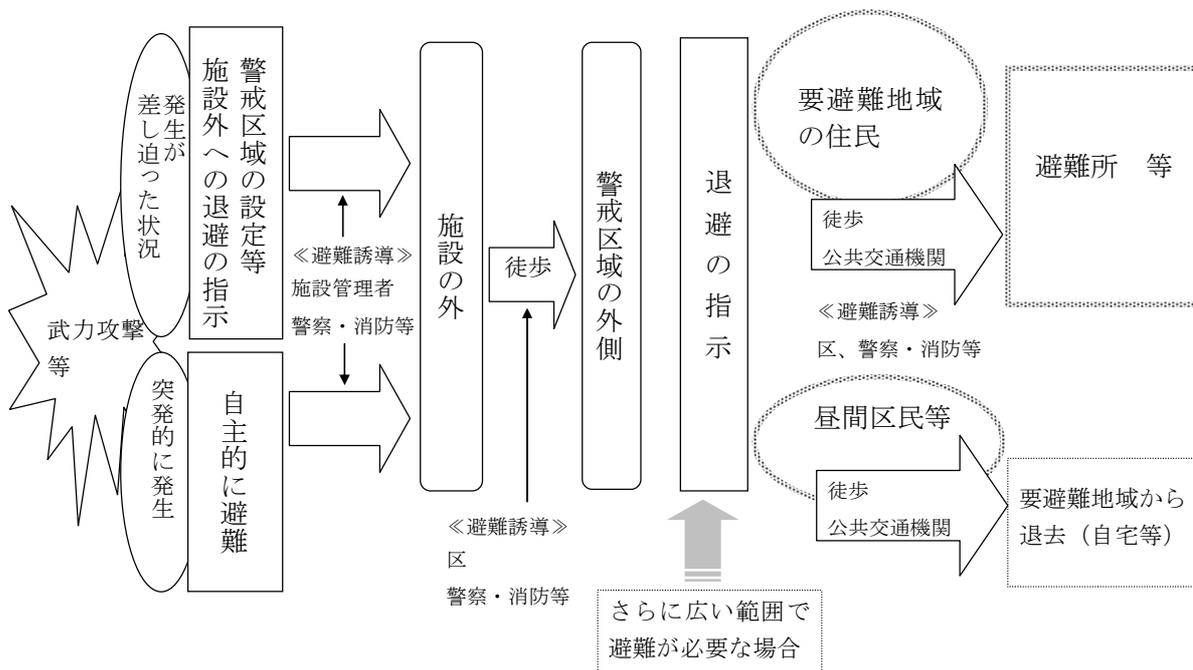
「〇〇×丁目、△△〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

② 屋外への退避の指示

区長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

- ・ 駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断される時。

《屋外退避のイメージ》



【屋外退避の指示（例）】

〇〇駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 区長は、退避の指示を行ったときは、区防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 区長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 区長は、退避の指示を住民に伝達する区の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、東京海上保安部及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 区の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、区長は、必要に応じて警察、消防、東京海上保安部及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った

上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 区長は、退避の指示を行う区の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

区長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、東京海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 区長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、東京海上保安部等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 区長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

区長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

### 3 応急公用負担等

#### (1) 区長の事前措置

区長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

#### (2) 応急公用負担

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

### 4 消防に関する措置等

#### (1) 区が行う措置

区長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

#### (2) 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、都国民保護計画において定めている。

- ・ 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ・ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ・ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- ・ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- ・ 東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

### (3) 医療機関との連携

区長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

### (4) 安全の確保

- ① 区長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を区対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② 区長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、東京海上保安部、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、区対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

- 区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した区の対処に関して、以下のとおり定める。
- また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組みを促進する。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

区は、区対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 区が管理する施設の安全の確保

区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、区長は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、東京海上保安部長、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

区長は、危険物質等（毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者（区長が登録を行う者に限る。）が取り扱うものに限る。（以下同様とする。）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、その取扱者に対し、下記に掲げる武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

また、国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物に係る下記②及び③の措置については、東京消防庁が行うこととなる。なお、避難住民の運送などの措置において当該危険物質等が必要となる場合は、関係機関と区対策本部で所要の調整を行う。

**【措置】**

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※ 消防法第2条第7項の危険物に係る①の措置については、同法に基づき東京消防庁が実施する。

**(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告**

区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、区長は、前(1)に掲げる①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 NBC攻撃による災害への対処等

区は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

区は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### (1) 応急措置の実施

区長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

区は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### (2) 国の方針に基づく措置の実施

区は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### (3) 関係機関との連携

区長は、NBC攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、東京海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### (4) 要員の安全の確保

区長は、NBC攻撃が行われた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するとともに、応急対策を講ずる要員の防護措置を行う等により、安全の確保に十分配慮する。

## (5) 汚染原因に応じた対応

区は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

### ① 核攻撃等の場合

区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

### ② 生物剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

区の国民保護担当部署（防災危機管理室防災課）は、生物剤を用いた攻撃の特殊性<sup>(\*)</sup>に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署（みなと保健所）等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

### ③ 化学剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

## (6) 区長の権限

区長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

(\*) 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

国民保護法第108条第1項に基づく措置

法108条1項各号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

区長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

国民保護法施行令第31条に基づく通知事項

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

## 第9章 被災情報の収集及び報告

区は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ① 区は、電話、区防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 区は、情報収集に当たっては警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、東京海上保安部等との連絡を密にする。
- ③ 区は、収集した被災情報の第一報を、都<sup>(\*)</sup>に対し次頁の様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。
- ④ 区は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について次頁の様式を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに都に報告する。

---

(\*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分  
港 区

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 港区△△A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人的被害				住家被害		その他
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概 況

## 第10章 保健衛生の確保その他の措置

区は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

区は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

区は、避難先地域において、巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣し、都は区の要請に基づき、支援及び補完を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

区は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 環境衛生の確保

区は、避難先地域における飲料水の安全等環境衛生の確保のため、都と協力し、環境衛生指導班による水の消毒の確認や避難所の環境整備のための措置を実施する。

#### (4) 食品衛生確保対策

区は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (5) 栄養指導対策

区は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

### 2 廃棄物の処理

#### (1) 廃棄物処理の特例

① 区は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び

清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

- ② 区は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

## (2) 廃棄物処理対策

- ① 区は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を参考に、特別区、清掃一部事務組合、清掃協議会、東京都及び関係事業者と緊密な連携を図りながら処理を行う。

## 第11章 国民生活の安定に関する措置

区は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災した家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 区税の減免等

区は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付または納入に関する期限の延長並びに区税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設（古川、汐留川）、道路等の管理者として区は、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第4編 復旧等



## 第1章 応急の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 区が管理する施設及び設備の緊急点検等

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

#### (2) 通信機器の応急の復旧

区は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

#### (3) 都に対する支援要請

区は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 区は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、区は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって都と連携して実施する。

### (2) 区が管理する施設及び設備の復旧

区は、武力攻撃災害により区の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

区が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

区は、国民保護措置の実施に要した費用で区が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

区は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償

区は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

区は、都の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。



# 第5編 緊急対応事態（大規模 テロ等）への対応



- 緊急処理事態（大規模テロ等）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態等への対処に準じて行う。
- 本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。

## 1 緊急処理事態

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

## 2 想定される事態類型

事態類型	事 例
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

## 3 共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

## 4 区緊急処理事態対策本部（以下、本編において、「区対策本部」という。）設置指定前における事案発生への対処

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び区対策本部の設置指定が行われるまでは、区は、緊急に区民等の安全等を確保するため、区災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び区対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。<sup>(\*)</sup>

<sup>(\*)</sup> 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

## 第1章 初動対応力の強化

- テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、区が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等）及びライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。
- 平素及びテロ等の発生時、区、区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）、区を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関（以下「警察・消防・自衛隊等関係機関」という。）等が連携協力して対処する体制を構築する。

### 1 危機管理体制の強化

#### (1) 大規模集客施設等との連携

- ① 区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、都が設置する「テロ等の危機に関する事業者連絡会（平成18年9月設置）」に参画するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。
- ② 区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、区に所在する大使館・本社ビル・大規模集客施設・医療機関・養護施設・大学・専門学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。

#### (2) 「地域版パートナーシップ」を活用した連携体制

区は、「テロを許さない街づくり」の実現のため、「地域版パートナーシップ」を活用し、管轄警察署、関係行政機関、民間事業者と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備等に取り組む。

#### (3) 医療機関、大学及び研究機関等との連携

- ① 区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、区に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。
- ② 区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、区に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

#### (4) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

- 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。  
この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対処を重視する。

## 2 対処マニュアルの整備

### (1) 大規模テロ等発生時の対処マニュアルの整備

- 区は、都が作成する「東京都大規模テロ等対処マニュアル（仮称）」及び区の特性を踏まえ、N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）など、テロ等の類型に応じた初動対処の手順等を明らかにしたマニュアル等を充実させる。

### (2) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対処マニュアルの整備促進

- 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して区等が作成する各種対処マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

## 3 発生現場における連携協力のための体制づくり

### (1) 大規模集客施設等との連携

- 区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察・消防・自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

### (2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

- 区は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。

## 4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

## 5 装備・資材の備蓄

区は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備・資材等について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を考慮し、新たに備蓄又は調達するよう努める。

〈備蓄又は調達する資材の例〉

- ・防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量（率）計、除染資器材（除染所用テント、除染装置、簡易プール等）、消毒液等

## 6 訓練等の実施

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練及びNBCに関する研修等を行う。

## 7 住民・昼間区民への啓発

- (1) 区は、テロ等の兆候を発見した場合の区長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に対する通報義務、不審物等が発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- (2) 区は、区外からの通勤者・観光客等に対しても、警察・消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等が発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

## 第2章 平時における警戒

区は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

### 1 危機情報等の把握・活用

- ① 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。
- ② 区は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

### 2 危機情報等の共有

区は、区災害対策本部等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

### 3 警戒対応

- ① 区は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに区が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等（必要に応じて区内に所在する本社ビル等を含む。）に対して警戒対応の強化を要請する。
- ② 区は、都が整備した「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準」（平成18年10月19日18総防対第496号総務局長決定）に準拠し、区が管理する施設における警戒対応基準を整備する。

## 第3章 発生時の対処

- 区は、大規模テロ等が発生した場合、国による区対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。
- 国による事態認定や区対策本部の設置指定が行われていない段階では、区災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

### 1 区対策本部の設置指定が行われている場合

- 区は、政府による緊急処理事態の認定及び区対策本部の設置指定が行われている場合、区対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。
- 区は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて区緊急処理事態現地対策本部等を設置する。
- 国の現地対策本部長が緊急処理事態合同対策協議会<sup>(\*)</sup>を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報の交換や相互協力を努めるものとする。

### 2 区対策本部の設置指定が行われていない場合

- 区は、災害対策のしくみを活用して情報収集態勢を確立し、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。
- 区は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・消防・自衛隊等関係機関（必要に応じて区に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に通報する。
- 区は、区として迅速的確に対処するため、区災害対策本部（政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合）等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び区対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

### 3 区災害対策本部等による対応

#### (1) 危機情報の収集

- 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

#### (2) 現地連絡調整所の設置等

- 区は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（或いは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

<sup>(\*)</sup> 国の現地対策本部長は、緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する緊急対処保護措置について相互協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の緊急処理事態対策本部等による緊急処理事態合同対策協議会を開催するものとする。

《区が設置する場合の参加要請先》

- ・ 区を管轄する警察・消防・自衛隊、医療機関等、現地において活動している機関

### (3) 応急措置

#### ① 被災者の救援

- 区は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。  
この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器及び線量（率）計を携行又は装着させる等、二次災害防止に努める。

#### ② 被災者等の搬送

- 区は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

#### ③ 避難の指示・誘導

- 区長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は都知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、当該住民等（必要に応じて区に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。

ただし、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（地下街、地下鉄構内、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所へ移動するよう、適切に指示するものとする。

- 区は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携の下、町会・自治会・学校・事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

- 派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服・腕章・旗・夜間照明等を携行させる。

#### ④ 警戒区域の設定・周知

- 区長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は都知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

- 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて区に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

#### ⑤ 警戒対応の継続・強化

- 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、区が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

## 4 区対策本部への移行

- 政府による事態認定及び区対策本部の設置指定が行われた場合、区は、直ちに新

たな体制に移行し、区災害対策本部等を廃止する。

《緊急処理事態における警報》

- 区長は、緊急処理事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関する機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

## 第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

区は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

### 1 危険物質を有する施設への攻撃

#### (1) 攻撃による影響

- 可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。
- 危険物質積載船が爆破された場合、危険物質の拡散により、沿岸の住民等に被害が発生するとともに、港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等、社会活動等に支障を来すおそれがある。

#### (2) 平素の備え

##### ① 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備

- 区は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

##### ② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

- 区は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

#### (3) 対処上の留意事項

- 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

### 2 大規模集客施設等への攻撃

#### (1) 攻撃による影響

- 爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

#### (2) 平素の備え

##### ① 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

- 区は、連絡会議等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

##### ② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

- 区は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

##### ③ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

- 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

### (3) 対処上の留意事項

- ① 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。
  - ・ 警察等と連携した施設の警備強化
  - ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
  - ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導
- ② 区は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

## 3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

### (1) 攻撃による影響

- ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。
- ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。
- 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

### (2) 平素の備え

- ① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備
  - 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。
- ② 人心不安への対策
  - ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、区は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

### (3) 対処上の留意事項

- ① 初動対処
  - 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その区域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。
- ② 避難の指示
  - 区は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。  
この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。
- ③ 医療活動
  - 区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において東京DMATが行う除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

④ 汚染への対処

- 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

- 区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する避難住民等のスクリーニング、除染及び汚水の処理等に協力する。

## 4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

### (1) 攻撃による影響

- 生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

### (2) 平素の備え

① 隣接区との情報連絡体制の整備

- 生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、区は、隣接区との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

② 普及啓発

- 区は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

### (3) 対処上の留意事項

① 初動対処

- 区は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

② 医療活動

- 区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において東京DMATが行う除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

③ 感染への対処

- 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

- 区は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

- ・ 感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限
- ・ 感染範囲の把握
- ・ 消 毒

- ・ ワクチン接種
- ・ 健康監視

## 5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

### (1) 攻撃による影響

- 屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- 一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。
- 気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。

### (2) 平素の備え

- 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

### (3) 対処上の留意事項

#### ① 初動対処

- 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

#### ② 避難の指示

- 区は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上であり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

#### ③ 医療活動

- 区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において東京DMATが行う除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。  
この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

#### ④ 汚染への対処

- 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。  
この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。
- 区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

## 6 交通機関を破壊手段とした攻撃

### (1) 攻撃による影響

- 航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。

- 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

## (2) 平素の備え

- 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

## (3) 対処上の留意事項

- 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。
  - ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
  - ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導



# 資料編



## 資料編 目次

第 1	地理的・社会的特徴	1
1	人口、世帯数、事業所数、昼間人口	1
2	地形分類図	4
3	地層断面図	5
4	港湾の概況	6
第 2	実施体制	9
1	港区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	9
2	港区国民保護協議会条例	10
3	港区国民保護協議会運営規程	11
4	港区国民保護協議会の構成	12
5	港区国民保護協議会幹事会の構成	14
第 3	総合支所、警察署、消防署管轄区域	15
第 4	避難関係	16
1	広域避難場所	16
2	地区内残留地区	17
3	避難施設一覧	18
4	固定系防災無線放送塔設置場所	25
5	固定系防災ラジオ配備先	28
第 5	救援関係	29
1	備蓄物資現在高一覧表	29
2	防災備蓄倉庫一覧表	30
3	動物の保護等に関する通知	34
第 6	安否情報省令	36
1	安否情報省令	36
2	安否情報省令第 1 条に規定する様式第 1 号	38
3	安否情報省令第 1 条に規定する様式第 2 号	39
4	安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号	40
5	安否情報省令第 3 条に規定する様式第 4 号	41
6	安否情報省令第 4 条に規定する様式第 5 号	42

第7	公用令書等の様式	43
第8	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）	45

## 第1 地理的・社会的特徴

## 1 人口、世帯数（港区住民基本台帳登録人口（平成27年8月1日時点））

区分	世帯数	人口		計	区分	世帯数	人口		計	区分	世帯数	人口		計	区分	世帯数	人口		計
		男	女				男	女				男	女				男	女	
芝地区総合支所管内					虎ノ門一丁目	221	197	208	405	麻布台一丁目	393	346	379	725	高輪地区総合支所管内				
芝一丁目	867	738	761	1,499	虎ノ門二丁目	23	22	18	40	麻布台二丁目	207	199	206	405	三田四丁目	1,725	1,532	1,856	3,388
芝二丁目	1,721	1,431	1,553	2,984	虎ノ門三丁目	987	869	892	1,761	麻布台三丁目	518	470	507	977	三田五丁目	2,787	2,363	2,984	5,347
芝三丁目	1,935	1,613	1,775	3,388	虎ノ門四丁目	356	236	399	635	麻布十番一丁目	730	578	629	1,207	高輪一丁目	3,599	3,041	3,893	6,934
芝四丁目	1,292	1,033	1,173	2,206	虎ノ門五丁目	229	227	253	480	麻布十番二丁目	1,670	1,280	1,478	2,758	高輪二丁目	3,380	2,832	3,427	6,259
芝五丁目	1,956	1,340	1,751	3,091	愛宕一丁目	21	28	21	49	麻布十番三丁目	1,145	786	941	1,727	高輪三丁目	2,341	2,109	2,457	4,566
海岸一丁目	1,195	1,026	945	1,971	愛宕二丁目	145	286	238	524	麻布十番四丁目	257	154	253	407	高輪四丁目	2,117	2,048	2,135	4,183
東新橋一丁目	730	650	756	1,406	麻布地区総合支所管内				東麻布一丁目	1,154	917	1,021	1,938	白金一丁目	2,659	2,111	2,628	4,739	
東新橋二丁目	270	230	187	417	麻布狸穴町	274	327	324	651	東麻布二丁目	1,249	1,048	1,090	2,138	白金二丁目	1,017	995	1,259	2,254
新橋一丁目	13	8	7	15	麻布永坂町	80	111	132	243	東麻布三丁目	500	334	420	754	白金三丁目	2,130	1,721	2,062	3,783
新橋二丁目	95	62	80	142	赤坂地区総合支所管内				元赤坂一丁目	186	142	181	323	白金四丁目	665	578	788	1,366	
新橋三丁目	128	152	118	270	南麻布一丁目	2,037	1,793	2,085	3,878	元赤坂二丁目	157	154	138	292	白金五丁目	953	774	881	1,655
新橋四丁目	324	251	227	478	南麻布二丁目	2,126	1,740	1,944	3,684	赤坂一丁目	161	264	270	534	白金六丁目	1,576	1,378	1,644	3,022
新橋五丁目	422	364	321	685	南麻布三丁目	1,460	1,386	1,611	2,997	赤坂二丁目	1,589	1,458	1,500	2,958	白金台一丁目	480	451	602	1,053
新橋六丁目	679	541	388	929	南麻布四丁目	1,485	1,394	1,777	3,171	赤坂三丁目	157	142	157	299	白金台二丁目	1,360	1,220	1,441	2,661
西新橋一丁目	199	171	143	314	南麻布五丁目	903	925	1,150	2,075	赤坂四丁目	1,109	1,018	1,087	2,105	白金台三丁目	1,665	1,586	1,962	3,548
西新橋二丁目	248	194	192	386	元麻布一丁目	508	549	657	1,206	赤坂五丁目	345	378	450	828	白金台四丁目	987	875	1,141	2,016
西新橋三丁目	473	303	361	664	元麻布二丁目	798	1,033	1,197	2,230	赤坂六丁目	1,940	1,797	1,914	3,711	白金台五丁目	894	774	984	1,758
三田一丁目	2,214	1,985	2,287	4,272	元麻布三丁目	746	906	797	1,703	赤坂七丁目	1,302	1,146	1,299	2,445	芝浦港南地区総合支所管内				
三田二丁目	2,015	1,868	2,238	4,106	西麻布一丁目	977	808	798	1,606	赤坂八丁目	1,486	1,378	1,753	3,131	芝浦一丁目	846	642	564	1,206
三田三丁目	945	802	802	1,604	西麻布二丁目	1,421	1,222	1,359	2,581	赤坂九丁目	955	859	759	1,618	芝浦二丁目	1,870	1,616	1,733	3,349
浜松町一丁目	793	783	716	1,499	西麻布三丁目	1,543	1,497	1,753	3,250	南青山一丁目	1,305	1,140	1,387	2,527	芝浦三丁目	1,049	957	1,028	1,985
浜松町二丁目	210	159	160	319	西麻布四丁目	1,470	1,410	1,659	3,069	南青山二丁目	1,054	947	1,059	2,006	芝浦四丁目	7,051	7,631	7,796	15,427
芝大門一丁目	401	310	346	656	六本木一丁目	906	1,056	1,179	2,235	南青山三丁目	660	561	647	1,208	海岸二丁目	371	358	354	712
芝大門二丁目	526	409	447	856	六本木二丁目	414	306	323	629	南青山四丁目	1,567	1,562	1,776	3,338	海岸三丁目	2,320	2,107	1,425	3,532
芝公園一丁目	139	108	107	215	六本木三丁目	1,357	1,317	1,203	2,520	南青山五丁目	617	598	719	1,317	港南一丁目	126	125	125	250
芝公園二丁目	402	307	317	624	六本木四丁目	491	510	488	998	南青山六丁目	995	834	982	1,816	港南二丁目	1,308	1,229	1,368	2,597
芝公園三丁目	152	155	148	303	六本木五丁目	994	881	1,070	1,951	南青山七丁目	1,045	1,007	1,228	2,235	港南三丁目	3,002	3,225	3,415	6,640
芝公園四丁目	31	22	24	46	六本木六丁目	608	808	749	1,557	北青山一丁目	719	582	925	1,507	港南四丁目	4,604	5,043	5,543	10,586
					六本木七丁目	1,261	1,051	1,096	2,147	北青山二丁目	266	228	294	522	港南五丁目	292	304	217	521
										北青山三丁目	702	453	719	1,172	台場一丁目	1,774	2,157	2,361	4,518
														台場二丁目	433	472	483	955	

※世帯数は、日本人のみの世帯について集計されています。（外国人を含む世帯は、集計されません）※人口数は日本人・外国人の合計数で表示されています。

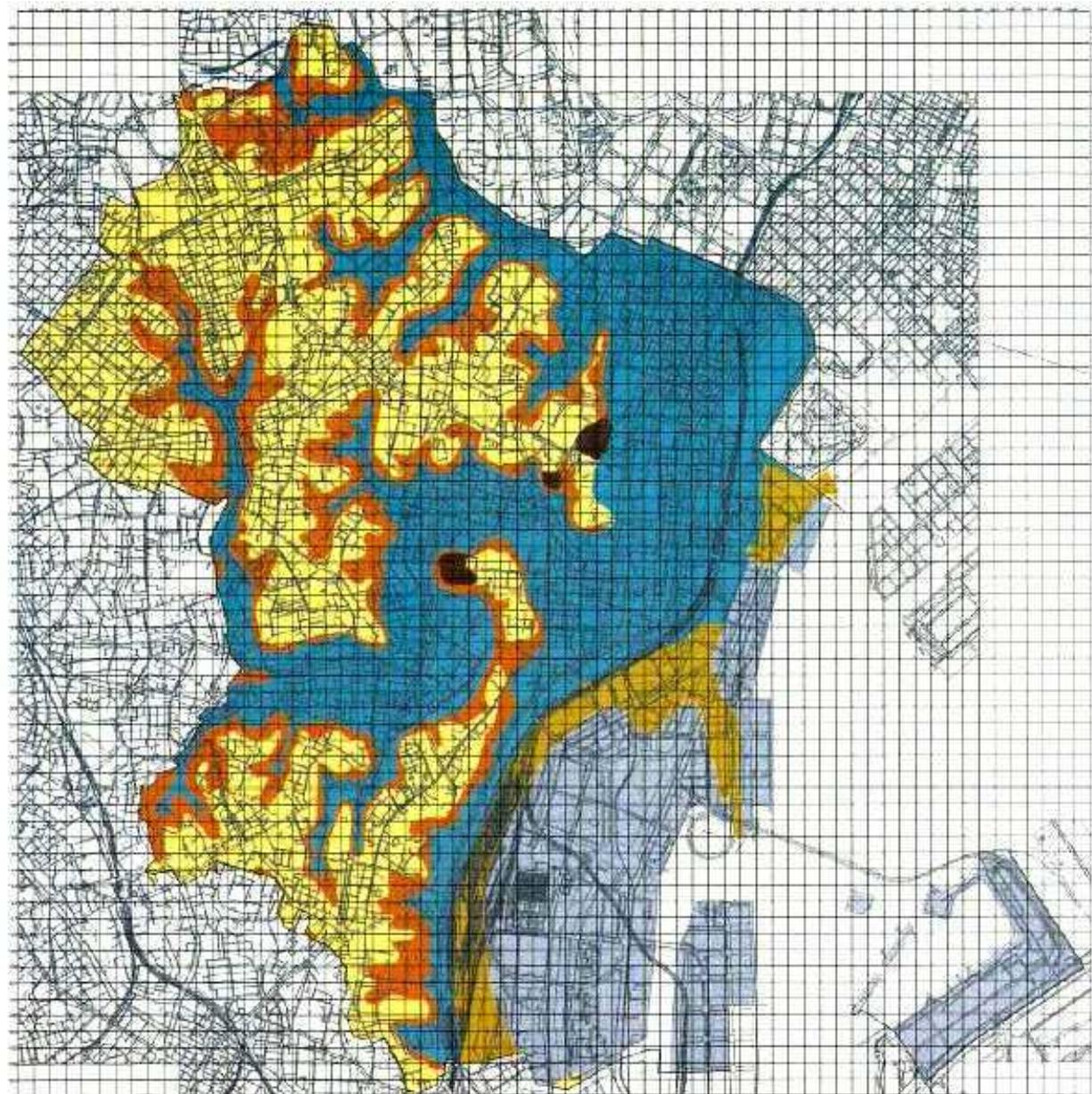
## 事業所数（平成24年経済センサス）

町丁目	事業所数	町丁目	事業所数	町丁目	事業所数	町丁目	事業所数
愛宕1丁目	73	芝浦1丁目	248	東新橋1丁目	414	麻布十番1丁目	238
愛宕2丁目	52	芝浦2丁目	191	東新橋2丁目	223	麻布十番2丁目	263
海岸1丁目	324	芝浦3丁目	396	東麻布1丁目	258	麻布十番3丁目	79
海岸2丁目	80	芝浦4丁目	338	東麻布2丁目	162	麻布十番4丁目	24
海岸3丁目	302	芝公園1丁目	147	東麻布3丁目	139	麻布台1丁目	152
元赤坂1丁目	288	芝公園2丁目	243	南青山1丁目	370	麻布台2丁目	69
元赤坂2丁目	6	芝公園3丁目	153	南青山2丁目	775	麻布台3丁目	78
元麻布1丁目	52	芝公園4丁目	82	南青山3丁目	391	麻布狸穴町	3
元麻布2丁目	47	芝大門1丁目	557	南青山4丁目	236	六本木1丁目	114
元麻布3丁目	94	芝大門2丁目	528	南青山5丁目	757	六本木2丁目	68
虎ノ門1丁目	899	新橋1丁目	482	南青山6丁目	376	六本木3丁目	537
虎ノ門2丁目	413	新橋2丁目	1100	南青山7丁目	121	六本木4丁目	333
虎ノ門3丁目	388	新橋3丁目	757	南麻布1丁目	170	六本木5丁目	268
虎ノ門4丁目	268	新橋4丁目	484	南麻布2丁目	136	六本木6丁目	482
虎ノ門5丁目	285	新橋5丁目	694	南麻布3丁目	59	六本木7丁目	527
港南1丁目	158	新橋6丁目	398	南麻布4丁目	181	その他	2
港南2丁目	787	西新橋1丁目	1184	南麻布5丁目	178	合計	37209
港南3丁目	73	西新橋2丁目	610	白金1丁目	283		
港南4丁目	95	西新橋3丁目	448	白金2丁目	37		
港南5丁目	79	西麻布1丁目	326	白金3丁目	145		
高輪1丁目	312	西麻布2丁目	175	白金4丁目	41		
高輪2丁目	385	西麻布3丁目	273	白金5丁目	89		
高輪3丁目	579	西麻布4丁目	224	白金6丁目	106		
高輪4丁目	390	赤坂1丁目	718	白金台1丁目	59		
三田1丁目	178	赤坂2丁目	946	白金台2丁目	113		
三田2丁目	262	赤坂3丁目	860	白金台3丁目	189		
三田3丁目	465	赤坂4丁目	444	白金台4丁目	99		
三田4丁目	152	赤坂5丁目	236	白金台5丁目	221		
三田5丁目	135	赤坂6丁目	318	浜松町1丁目	626		
芝1丁目	212	赤坂7丁目	441	浜松町2丁目	630		
芝2丁目	619	赤坂8丁目	221	北青山1丁目	187		
芝3丁目	492	赤坂9丁目	324	北青山2丁目	382		
芝4丁目	425	台場1丁目	180	北青山3丁目	587		
芝5丁目	996	台場2丁目	123	麻布永坂町	18		

## 昼間人口（総務省統計局「平成22年 国勢調査」）

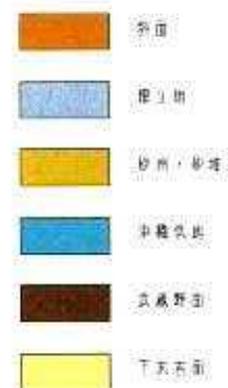
芝地区総合支所		麻布地区総合支所		赤坂地区総合支所		高輪地区総合支所		芝浦港南地区総合支所	
芝一丁目	7,848	麻布狸穴町	90	元赤坂一丁目	10,066	三田四丁目	3,103	芝浦一丁目	19,077
芝二丁目	12,881	麻布永坂町	195	元赤坂二丁目	786	三田五丁目	2,046	芝浦二丁目	5,972
芝三丁目	12,099	南麻布一丁目	2,003	赤坂一丁目	18,005	高輪一丁目	4,099	芝浦三丁目	13,524
芝四丁目	12,652	南麻布二丁目	3,328	赤坂二丁目	17,088	高輪二丁目	12,163	芝浦四丁目	18,115
芝五丁目	32,782	南麻布三丁目	1,365	赤坂三丁目	13,194	高輪三丁目	11,995	海岸二丁目	2,850
海岸一丁目	18,072	南麻布四丁目	2,499	赤坂四丁目	9,293	高輪四丁目	6,574	海岸三丁目	18,147
東新橋一丁目	46,680	南麻布五丁目	3,974	赤坂五丁目	8,764	白金一丁目	6,319	港南一丁目	16,621
東新橋二丁目	5,698	元麻布一丁目	571	赤坂六丁目	7,613	白金二丁目	841	港南二丁目	45,958
新橋一丁目	6,837	元麻布二丁目	2,642	赤坂七丁目	5,387	白金三丁目	1,509	港南三丁目	3,653
新橋二丁目	11,818	元麻布三丁目	1,223	赤坂八丁目	8,629	白金四丁目	1,883	港南四丁目	6,549
新橋三丁目	7,128	西麻布一丁目	2,869	赤坂九丁目	6,171	白金五丁目	2,474	港南五丁目	2,488
新橋四丁目	4,710	西麻布二丁目	2,663	南青山一丁目	8,164	白金六丁目	1,003	台場一丁目	4,193
新橋五丁目	7,609	西麻布三丁目	3,426	南青山二丁目	11,291	白金台一丁目	7,767	台場二丁目	8,319
新橋六丁目	10,218	西麻布四丁目	3,196	南青山三丁目	5,664	白金台二丁目	2,331	支所計	<b>165,466</b>
西新橋一丁目	17,473	六本木一丁目	5,801	南青山四丁目	2,550	白金台三丁目	2,648		
西新橋二丁目	11,938	六本木二丁目	1,199	南青山五丁目	8,104	白金台四丁目	2,165		
西新橋三丁目	14,746	六本木三丁目	9,281	南青山六丁目	2,910	白金台五丁目	2,397		
三田一丁目	10,907	六本木四丁目	3,749	南青山七丁目	1,599	支所計	<b>71,317</b>		
三田二丁目	14,970	六本木五丁目	4,894	北青山一丁目	5,008				
三田三丁目	16,134	六本木六丁目	15,982	北青山二丁目	9,175				
浜松町一丁目	10,637	六本木七丁目	5,297	北青山三丁目	8,175				
浜松町二丁目	11,132	麻布台一丁目	2,780	支所計	<b>167,636</b>				
芝大門一丁目	9,794	麻布台二丁目	1,389						
芝大門二丁目	7,416	麻布台三丁目	628						
芝公園一丁目	3,935	麻布十番一丁目	2,419						
芝公園二丁目	6,482	麻布十番二丁目	2,094						
芝公園三丁目	4,445	麻布十番三丁目	784						
芝公園四丁目	3,105	麻布十番四丁目	409						
虎ノ門一丁目	13,627	東麻布一丁目	2,875						
虎ノ門二丁目	13,622	東麻布二丁目	2,055						
虎ノ門三丁目	7,455	東麻布三丁目	1,258						
虎ノ門四丁目	7,335	支所計	<b>92,938</b>						
虎ノ門五丁目	3,973								
愛宕一丁目	799								
愛宕二丁目	1,862								
支所計	<b>388,819</b>								

## 2 地形分類図



## 地形分類図

—凡例—



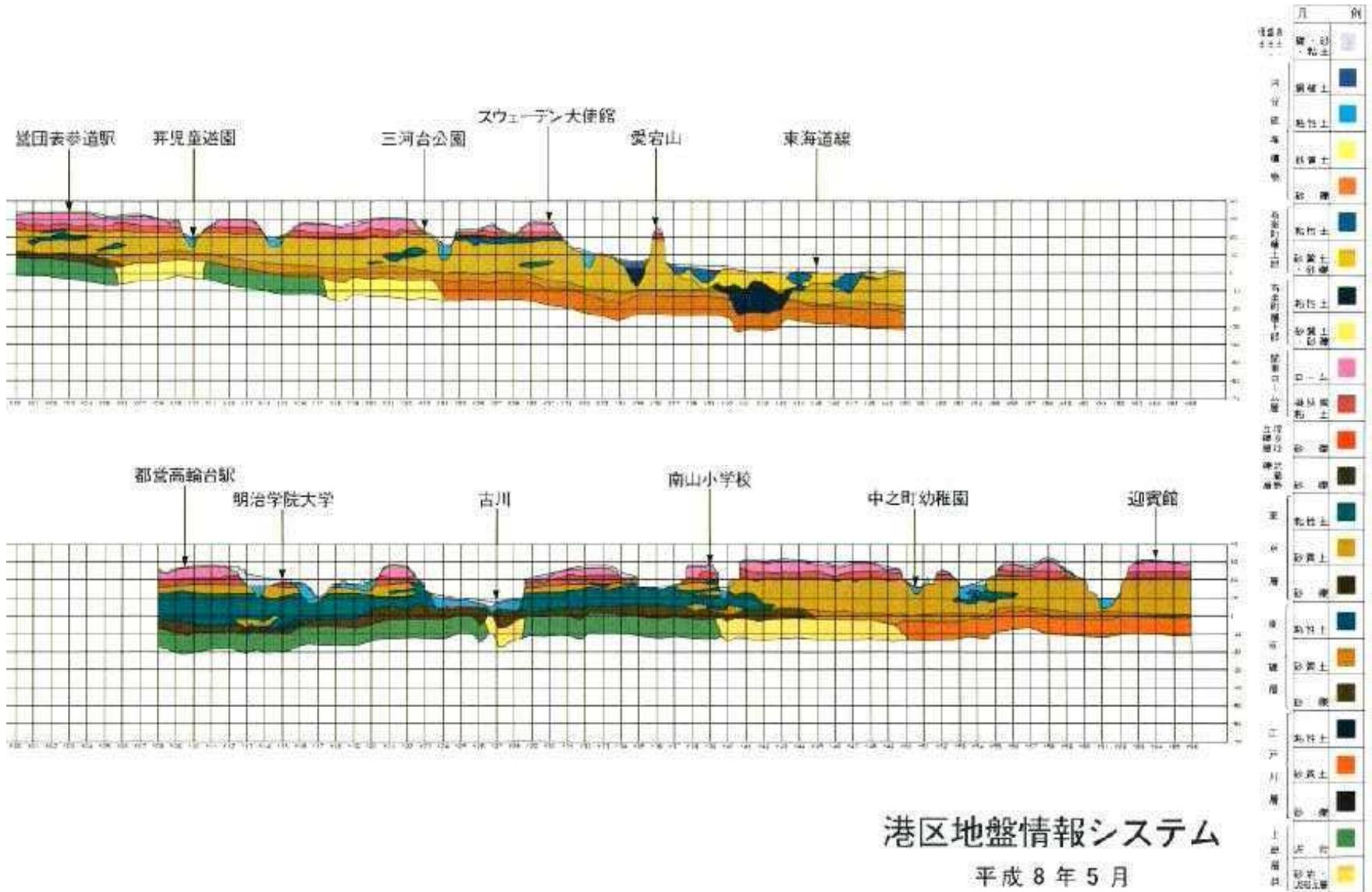
港区地盤情報システム

平成8年5月

### 3 地層断面図

資料 2

## 地層断面図



4 港湾の概況



(出典) 東京都港湾局ホームページ

番号	ふ頭名	船席数	延長 (m)	水深 (m)	対象船舶 (D/W)	主な取扱貨物	備考
1	竹芝ふ頭	3	465	-7.5	5,000	農作物、雑貨	伊豆・小笠原諸島貨客船航路
2	日の出ふ頭	6	564	-6.7	3,000	非鉄金属、食料品 化学薬品	
3	芝浦ふ頭	6 1	780 90	-7.5 -5.5	5,000 2,000	セメント、紙、食料品	
4	品川ふ頭 (内貿)	3 2	475 380	-8 -10	6,000 15,000	紙、車	北海道定期航路
5	品川ふ頭 (コンテナ)	3	555	-10	15,000	外貿コンテナ貨物	
6	大井コンテナふ頭	7	2,354	-15	50,000	外貿コンテナ貨物	
7	大井水産物ふ頭	2	450	-12	30,000	輸入水産物	
8	大井食品ふ頭	1 2	230 380	-12 -11	30,000 15,000	輸入食品 (小麦、青果物)	
9	大井建材ふ頭	4	280	-5	1,000	砂利、砂	
10	中央防波堤内側ばら物ふ頭	1	240	-12	30,000	石炭、非鉄金属	外貿
11	中央防波堤内側内貿ふ頭	2	460	-9	12,000 (G.T.)		
12	青海コンテナふ頭	2 1 2	520 350 700	-13 -15 -14	35,000 50,000 50,000	外貿コンテナ貨物	
13	お台場ライナーふ頭	9	1,800	-10	15,000	鉄鋼、紙、製材	外貿定期船ふ頭
14	10号地ふ頭	10 11 13	1,500 920	-7.5 -5	5,000 1,000	雑貨、車、紙	沖縄定期航路
15	フェリーふ頭	4	902	-7.5 ~-8.5	6,000~13,000 (G.T.)	車、雑貨	
16	10号地その1多目的ふ頭	1	180	-7.5	5,000 (G.T.)		
17	15号地木材ふ頭	3	720	-12	25,000	輸入製材	外貿製材ふ頭
18	若洲内貿ふ頭	1	190	-11	15,000	内貿コンテナ	
19	若洲建材ふ頭	4	370	-5.5	2,000	砂利、砂、石材	
20	辰巳ふ頭	13	1,040	-5.0	1,000	雑貨、鉄鋼	
21	豊洲ふ頭	-	283	-4	500		
22	晴海ふ頭	1 1	161 190	-9 -10	10,000 15,000		
23	晴海ふ頭 (客船)	2	456	-10	20,000 (G.T.)		晴海客船ターミナル (外航、内航)

---

24	朝潮ふ頭	—	385	—5	700		物揚場
25	月島ふ頭	2 —	266 1,085	—7.5 —3~ —4.5	5,000 300~500	鉄鋼	内 貿 物 揚 場

## 第2 実施体制

### 1 港区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年6月28日  
港区条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、港区国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び港区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(組織)

第3条 保護本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき保護本部の職員は、区規則で定める。

(職務)

第4条 本部長は、保護本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の保護本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(会議)

第5条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他区の職員以外の者を保護本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(国民保護現地対策本部)

第6条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は区規則で定める。

(港区緊急対処事態対策本部)

第8条 第2条から前条までの規定は、港区緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 港区国民保護協議会条例

平成18年6月28日  
港区条例第45号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、港区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の総数は、52人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事50人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 港区国民保護協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、港区国民保護協議会条例（平成18年港区条例第45号）第7条の規定に基づき、港区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、あらかじめ書面により会長に通知した上で、代理者を出席させることができる。

3 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(専門委員の出席)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の記録)

第4条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 協議会の日時及び場所
- 二 出席した委員の職名及び氏名
- 三 議事の件名及び概要並びに議決事項
- 四 その他必要と認める事項

(協議会等の公開)

第5条 協議会及び議事録は、公開とする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事により構成する。

3 幹事会は、港区防災・生活安全支援部長が招集し、議長を務める。

付 則

この規程は、平成18年7月24日から施行する。

## 4 港区国民保護協議会の構成

会長：港区長

区分及び根拠	役職名
国の職員 (40条4項1号)	1 東京海上保安部次長
	2 東京国道事務所長
自衛隊の職員(40条4項2号)	3 陸上自衛隊 第一普通科連隊 第一中隊長
東京都の職員 (40条4項3号)	4 東京都建設局第一建設事務所長
	5 東京都交通局電車部日比谷駅務管理所長
	6 東京都水道局中央支所長
	7 東京都下水道局中部下水道事務所長
	8 警視庁第一方面本部長
	9 警視庁愛宕警察署長
	10 警視庁三田警察署長
	11 警視庁高輪警察署長
	12 警視庁麻布警察署長
	13 警視庁赤坂警察署長
	14 警視庁東京湾岸警察署長
	15 芝消防団長
	16 麻布消防団長
	17 赤坂消防団長
18 高輪消防団長	
副区長 (40条4項4号)	19 港区副区長
	20 港区副区長
教育長、消防長等 (40条4項5号)	21 港区教育委員会教育長
	22 東京消防庁第一消防方面本部長
	23 東京消防庁芝消防署長
	24 東京消防庁麻布消防署長
	25 東京消防庁赤坂消防署長
	26 東京消防庁高輪消防署長
区の職員 (40条4項6号)	27 港区芝地区総合支所長
	28 港区麻布地区総合支所長
	29 港区赤坂地区総合支所長
	30 港区高輪地区総合支所長
	31 港区芝浦港南地区総合支所長
	32 港区みなと保健所長
	33 港区特定事業担当部長
	34 港区企画経営部長
	35 港区用地・施設活用担当部長
	36 港区防災危機管理室長
	37 港区総務部長
	38 港区教育委員会事務局次長
指定公共機関・指定地方公共機関 (40条4項7号)	39 日本郵便株式会社 芝郵便局 局長
	40 東日本旅客鉄道株式会社新橋駅長
	41 株式会社NTT東日本一南関東 東京事業部 東京南支店長
	42 東京電力株式会社銀座支社長
	43 首都高速道路株式会社東京西局総務・管理部長
	44 東京ガス株式会社中央支店長
	45 東京地下鉄株式会社 表参道駅務管区 永田町地域区長
	46 東京モノレール株式会社 取締役 総務部長

	47	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部安全推進部課長
国民保護措置に関し知識又は経験を有する者 (40条4項8号)	48	港区議会議長
	49	港区議会副議長
	50	港区医師会会長
	51	港区芝歯科医師会会長
	52	港区薬剤師会会長

## 5 港区国民保護協議会幹事会の構成

議長：港区防災危機管理室長

区分	役職名	
国の職員 (40条4項1号)	1 東京海上保安部警備救難課長	
	2 東京国道事務所防災情報課長	
自衛隊の職員(40条4項2号)	3 陸上自衛隊 第一普通科連隊 第一中隊 迫撃砲小隊長	
東京都の職員 (40条4項3号)	4 東京都建設局第一建設事務所副所長兼庶務課長	
	5 東京都交通局電車部日比谷駅務管理所担当区長	
	6 東京都水道局港営業所長	
	7 東京都下水道局中部下水道事務所お客さまサービス課長	
	8 警視庁第一方面本部警備担当管理官	
	9 警視庁愛宕警察署警備課長	
	10 警視庁三田警察署警備課長	
	11 警視庁高輪警察署警備課長	
	12 警視庁麻布警察署警備課長	
	13 警視庁赤坂警察署警備課長	
	14 警視庁東京湾岸警察署警備課長	
	消防吏員 (40条4項5号関連)	15 東京消防庁第一消防方面本部指揮隊長
		16 東京消防庁芝消防署警防課長
		17 東京消防庁麻布消防署警防課長
18 東京消防庁赤坂消防署警防課長		
19 東京消防庁高輪消防署警防課長		
指定公共機関 指定地方公共機関 (40条4項7号)	20 日本郵便株式会社 芝郵便局 総務部長	
	21 東日本旅客鉄道株式会社新橋駅副駅長	
	22 株式会社NTT東日本-南関東 東京事業部 東京南支店 設備部門長	
	23 東京電力株式会社銀座支社企画総括グループマネージャー	
	24 首都高速道路株式会社東京西局総務・経理課渉外担当課長	
	25 東京ガス株式会社中央支店地域広報担当課長	
	26 東京地下鉄株式会社表参道駅務管区永田町地域首席助役	
	27 東京モノレール株式会社総務部総務課長	
	28 京浜急行電鉄株式会社鉄道本部安全対策担当課長補佐	
知識又は経験を有する者 (40条4項8号関連)	29 港区医師会理事	
	30 港区麻布赤坂歯科医師会会長	
	31 港区薬剤師会副会長	
区の職員 (40条4項6号)	32 港区芝地区総合支所協働推進課長	
	33 港区麻布地区総合支所協働推進課長	
	34 港区赤坂地区総合支所協働推進課長	
	35 港区高輪地区総合支所協働推進課長	
	36 港区芝浦港南地区総合支所協働推進課長	
	37 港区産業・地域振興支援部地域振興課長	
	38 港区保健福祉支援部保健福祉課長	
	39 港区みなと保健所生活衛生課長	
	40 港区子ども家庭支援部子ども家庭課長	
	41 港区街づくり支援部都市計画課長	
	42 港区環境リサイクル支援部環境課長	
	43 港区企画経営部企画課長	
	44 港区企画経営部財政課長	
	45 港区防災危機管理室防災課長	
	46 危機管理・生活安全担当課長	
	47 港区総務部総務課長	
48 港区教育委員会事務局庶務課長		

## 第3 総合支所、警察署、消防署管轄区域

1

町名	総合支所	警察署	消防署
芝1～5丁目	芝地区 総合支所	三田警察署	芝消防署  虎ノ門2丁目 1,2,10番は 赤坂警察署
三田1～3丁目			
海岸1丁目		愛宕警察署  虎ノ門2丁目 1,2,10番は 赤坂警察署	
東新橋1・2丁目			
新橋1～6丁目			
西新橋1～3丁目			
浜松町1・2丁目			
芝大門1・2丁目			
芝公園1～4丁目			
虎ノ門1～5丁目			
愛宕1・2丁目			
麻布狸穴町	麻布地区 総合支所	麻布警察署  六本木1丁目 10番の一部は 赤坂警察署	麻布消防署
麻布永坂町			
南麻布1～5丁目			
元麻布1～3丁目			
西麻布1～4丁目			
六本木1～7丁目			
麻布台1～3丁目			
麻布十番1～4丁目			
東麻布1～3丁目			
元赤坂1・2丁目	赤坂地区 総合支所	赤坂警察署	赤坂消防署
赤坂1～9丁目			
南青山1～7丁目			
北青山1～3丁目			
三田4・5丁目	高輪地区 総合支所	三田警察署	芝消防署
高輪1～4丁目		高輪警察署	高輪消防署
白金1～6丁目			
白金台1～5丁目			
港南1～4丁目	芝浦港南地区 総合支所	東京湾岸警察署	
港南5丁目		三田警察署	
海岸2・3丁目			
芝浦1～4丁目			
台場1・2丁目			東京湾岸警察署

## 第4 避難関係

## 1 広域避難場所（東京都 都市整備局「平成25年改訂 震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定」から抜粋）

番号	避難場所名	所在地	区域面積 (m <sup>2</sup> )	避難 有効面積 (m <sup>2</sup> )	重複利用区	町丁数	区別地区割当	避難計画 人口 (人)	1人当たり避 難有効面積 (m <sup>2</sup> /人)	最遠 避難距離 (km)
7	迎賓館 一帯	港区元赤坂 新宿区南元町、 四谷、若葉	89,472	62,869	港区	2	元赤坂1～2丁目	22,359	2.81	0.9
					新宿区	4	四谷1丁目、市谷本村町の一部、 若葉1丁目、本塩町			
8	芝公園・ 慶応大学一帯	港区芝公園、三 田	676,778	349,109		14	芝3、5丁目、芝公園3～4丁 目、東麻布1～3丁目、三田1 ～5丁目、麻布台1丁目、虎ノ 門5丁目	128,374	2.72	1.0
12	高輪三 丁目・四 丁目・御 殿山地区	港区高輪 品川区北品川	235,437	110,924	港区	5	高輪1～4丁目、白金台2丁目	62,298	1.78	1.4
					品川区	5	北品川5～6丁目、4丁目の一 部、東五反田1、3丁目の各一 部			
13	自然教 育園・聖 心女子 学院一 帯	港区白金、 白金台 品川区上大崎	365,905	182,103	港区	10	白金1～6丁目、白金台1、3 ～5丁目	70,533	2.58	1.9
					品川区	11	荏原1丁目の一部、上大崎1～ 4丁目、西五反田3、5、6丁 目の各一部、東五反田4丁目、 1、3丁目の各一部			
14	有栖川 宮記念 公園一 帯	港区南麻布	93,922	48,850		11	元麻布1～2丁目、南麻布1～ 5丁目、麻布十番2～4丁目、 1丁目の一部	31,923	1.53	0.8
15	青山墓 地一帯	港区南青山、六 本木	372,800	241,773		14	元麻布3丁目、西麻布1～4丁 目、南青山1～7丁目、麻布十 番1丁目の一部、六本木7丁目	81,592	2.96	1.0

番号	避難場所名	所在地	区域面積 (㎡)	避難 有効面積 (㎡)	重複利用区	町丁数	区別地区割当	避難計画 人口 (人)	1人当たり避 難有効面積 (㎡/人)	最遠 避難距離 (km)
17	明治神 宮外苑 地区	港区北青山 新宿区霞ヶ丘町 渋谷区神宮前、 千駄ヶ谷	701,606	405,113	港区	3	北青山1～3丁目	92,689	4.37	2.0
					新宿区	15	荒木町、市谷本村町の一部、霞ヶ丘町、片町、坂町、左門町、三栄町、信濃町、須賀町、大京町、南元町、四谷2～3丁目、若葉2～3丁目			
					渋谷区	4	神宮前2～3丁目の各一部、千駄ヶ谷1～2丁目の各一部			

## 2 地区内残留地区（東京都 都市整備局「平成25年改訂 震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定」から抜粋）

番号	地区名	重複利用区	所在地	面積 (ha)	地区内退避人口
307	東新橋、海岸地区		海岸1丁目、東新橋1丁目	63	64,149
308	芝浦地区		芝浦1～4丁目	124	59,385
309	港南地区		港南1～4丁目	185	65,360
311	港南、東品川地区	港区	港南5丁目	103	4,038
		品川区	東品川5丁目		
312	海岸地区		海岸2～3丁目	98	12,300
313	青海、東八潮、台場地区	港区	台場1～2丁目	341	27,667
		江東区	青海1～4丁目		
		品川区	東八潮		
318	赤坂、六本木地区		赤坂1～9丁目、六本木1～6丁目、麻布台2～3丁目、麻布永坂町、麻布狸穴町、愛宕1～2丁目、虎ノ門1～4丁目、西新橋1～3丁目	336	255,381
319	新橋、芝地区		芝1～2、4丁目、芝公園1～2丁目、芝大門1～2丁目、新橋1～6丁目、浜松町1～2丁目、東新橋2丁目	135	145,458

## 3 避難施設一覧（東京都知事の指定する施設）

施設名称	町丁目名・番(番地)・号	面積 (㎡)	トイレ	入浴設備等	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ
港区立御成門小学校	芝公園3-2-4	2,104	○		○	○	○	○	○
港区立芝小学校	芝 2-21-3	855	○		○	○	○	○	×
港区立赤羽小学校	三田1-4-52	1,597	○		○	○	○	×	×
港区立芝浦小学校	芝浦4-8-18	1,339	○		○	○	○	○	○
港区立御田小学校	三田4-11-38	1,213	○		○	○	×	×	×
港区立高輪台小学校	高輪2-8-24	943	○		○	○	×	×	×
港区立白金小学校	白金台1-4-26	1,805	○		○	○	○	×	×
旧三光小学校	白金3-18-2	1,717	○						
白金の丘学園	白金4-1-12	4,556	○		○	○	○	○	○

施設名称	町丁目名・番(番地)・号	面積 (㎡)	トイレ	入浴設備等	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ
旧神応小学校	白金6-9-5	1,104	○						
港区立港南小学校	港南4-3-28	2,427	○		○	○	○	○	○
港区立麻布小学校	麻布台1-5-15	1,435	○		○	○	×	×	×
港区立南山小学校	元麻布3-8-15	1,173	○		○	○	×	×	×
港区立本村小学校	南麻布3-9-33	2,017	○		○	○	○	○	○
港区立筭小学校	西麻布3-11-16	1,412	○		○	○	×	×	×
港区立東町小学校	南麻布1-8-11	1,073	○		○	○	○	×	×
港区立赤坂小学校	赤坂8-13-29	2,001	○		○	○	○	○	○
港区立青山小学校	南青山2-21-2	1,691	○		○	○	○	×	×
港区立青南小学校	南青山4-21-15	1,723	○		○	○	×	×	×

施設名称	町丁目名・番(番地)・号	面積 (㎡)	トイレ	入浴設備等	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ
港区立御成門中学校	西新橋3-25-30	2,536	○		○	○	○	○	○
港区立高松中学校	高輪1-16-25	2,306	○		○	○	○	○	○
港区立港南中学校	港南4-3-3	2,236	○		○	○	○	○	○
港区立六本木中学校	六本木6-8-16	1,534	○		○	○	○	○	○
港区立高陵中学校	西麻布4-14-8	1,130	○		○	○	○	○	
港区立赤坂中学校	赤坂9-2-3	1,114	○		○	○	○	×	×
港区立青山中学校	北青山1-1-9	2,621	○		○	○	×	×	×
港区立お台場学園 港陽小学校・中学校	台場1-1-5	3,360	○		○	○	○	○	○
港区立生涯学習センター	新橋3-16-3	838	○	○	×	○	○	○	○
旧飯倉小学校	東麻布2-1-1	419	○						

施設名称	町丁目名・番(番地)・号	面積 (㎡)	トイレ	入浴設備等	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ
エコプラザ	浜松町1-13-1	556	○	×	×	○	○	○	○
三田中学校	三田4-13-13	1,443	○		○	○	○	○	
麻布区民センター	六本木5-16-45	326	○		×	○	○	○	
赤坂区民センター	赤坂4-18-13	475	○		×	○	○	○	
高輪区民センター	高輪1-16-25	393	○		×	○	○	○	
芝浦港南区民センター	芝浦4-13-1	433	○		×	○	○	○	
男女平等参画センター	芝浦1-16-1	732	○		○	○	○	○	○
港勤労福祉会館	芝5-18-2	651	○		×	○	○	×	○
港区スポーツセンター	芝浦1-16-1	6,710	○	○	○	○	○	○	○
サン・サン赤坂	赤坂6-6-14	888	○	○	○	○	○	○	○

施設名称	町丁目名・番(番地)・号	面積 (㎡)	トイレ	入浴設備等	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ
福祉プラザさくら川	新橋6-19-2	144	○	○	○	○	○	○	○
台場区民センター	台場1-5-1	298	○		×	○	○	○	
白金いきいきプラザ	白金3-10-12	129	○	○	×	○	○	○	○
飯倉いきいきプラザ	東麻布2-16-11	157	○	○	×	○	○	○	○
高輪いきいきプラザ	高輪3-18-15	138	○	○	○	○	○	○	○
西麻布いきいきプラザ	西麻布2-13-3	297	○	○	×	○	○	○	
三田いきいきプラザ	芝4-1-17	332	○	○	×	○	○	○	○
赤坂いきいきプラザ	赤坂6-4-8	118	○	○	×	○	○	○	○
豊岡いきいきプラザ	三田5-7-7	121	○	○	×	○	○	○	○

施設名称	町丁目名・番(番地)・号	面積 (㎡)	トイレ	入浴設備等	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ
青山いきいきプラザ	南青山2-16-5	585	○	○	×	○	○	○	○
青南いきいきプラザ	南青山4-10-1	138	○	○	×	○	○	○	○
白金台いきいきプラザ	白金台4-8-5	424	○	○	×	○	○	○	○
南麻布いきいきプラザ	南麻布1-5-26	224	○	○	×	○	○	○	
港南いきいきプラザ	港南4-2-1	191	○	○	×	○	○	×	×
虎ノ門いきいきプラザ (とらトピア)	虎ノ門1-21-10	132	○	○	○	○	○	○	
神明いきいきプラザ	浜松町1-6-7	450	○	○	○	○	○	○	○
ありすいきいきプラザ	南麻布4-6-7	615	○	○	×	○	○	○	
神明子ども中高生プラザ	浜松町1-6-7	402	○	○	○	○	○	○	○
麻布子ども中高生プラザ	南麻布4-6-7	412	○	×	×	○	○	○	

施設名称	町丁目名・番(番地)・号	面積 (㎡)	トイレ	入浴設備等	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ
高輪子ども中高生プラザ	高輪1-4-35	1,005	○	○	○	○	○	○	○
港南子ども中高生プラザ	港南4-3-7	1,218	○	○	○	○	○	○	○
障害保健福祉センター	芝1-8-23	90	○	○	○	○	○	○	○

## 4 固定系防災無線放送塔設置場所

平成27年4月1日現在

No	設置場所	所在地
1	障害保健福祉センター	芝1-8-23
2	新堀会館前緑地	芝2-17
3	芝小学校	芝2-21-3
4	松本町児童遊園	芝3-12-19
5	芝高齢者在宅サービスセンター	芝3-24-5
6	三田いきいきプラザ	芝4-1-17
7	本芝公園	芝4-15-1
8	芝三田森ビル	芝5-13-15
9	都営芝五丁目アパート	芝5-18-1
10	商工会館	海岸1-7-8
11	区立生涯学習センター	新橋3-16-3
12	塩釜公園	新橋5-19-7
13	きらきらプラザ新橋	新橋6-4-2
14	南桜公園	西新橋2-10-13
15	御成門中学校	西新橋3-25-30
16	赤羽小学校	三田1-4-52
17	讃岐会館前区道	三田1-11
18	三田二丁目児童遊園	三田2-10-7
19	聖徳学園三田幼稚園・専門学校	三田3-4-28
20	シティハイツ神明	浜松町1-13-1
21	港区役所	芝公園1-5-25
22	芝公園保育園	芝公園2-7-3
23	虎ノ門5森ビル	虎ノ門1-17-1
24	芝ロイヤルビル	虎ノ門3-25-3
25	虎ノ門3 3森ビル	虎ノ門3-8-21
26	仙石山アネックス	虎ノ門5-3-20
27	狸穴公園	麻布狸穴町63
28	東町小学校	南麻布1-8-11
29	本村公園	南麻布3-4-9
30	本村小学校	南麻布3-9-33
31	都営南麻布四丁目アパート	南麻布4-2-29
32	麻布子ども中高生プラザ	南麻布4-6-7
33	有栖川宮記念公園	南麻布5-7-29
34	宮村児童遊園	元麻布2-6-2
35	南山小学校	元麻布3-8-15
36	公団西麻布一丁目アパート	西麻布1-7-2
37	西麻布いきいきプラザ	西麻布2-13-3
38	西麻布二丁目児童遊園	西麻布2-18-9
39	永平寺東京別院長谷寺	西麻布2-21-34
40	筈小学校	西麻布3-11-16
41	高陵中学校	西麻布4-14-8
42	六本木坂上児童遊園	六本木1-4-11
43	東京都民銀行本店	六本木2-3-11
44	六本木三丁目児童遊園	六本木3-15-25
45	三河台公園	六本木4-2-27

No	設置場所	所在地
46	麻布地区総合支所	六本木5-16-45
47	六本木電気ビル	六本木6-1-20
48	六本木中学校	六本木6-8-16
49	衆議院宿舎横区道	六本木7-1
50	六本木西公園	六本木7-17-8
51	麻布小学校	麻布台1-5-15
52	霊友会西側区道	麻布台1-7
53	麻布十番中央マンション	麻布十番2-9
54	新広尾公園	麻布十番4-5-1
55	新広尾公園	麻布十番4-5-1
56	飯倉保育園	東麻布1-21-2
57	旧飯倉小学校	東麻布2-1-1
58	飯倉いきいきプラザ	東麻布2-16-11
59	一の橋公園	東麻布3-9-1
60	赤坂スクエアビル	赤坂2-10-16
61	金波ビル	赤坂2-14-31
62	旧赤坂小学校	赤坂4-1-26
63	シティハイツーツ木	赤坂5-2-50
64	都営赤坂五丁目アパート	赤坂5-5-26
65	赤坂いきいきプラザ	赤坂6-4-8
66	氷川武道館	赤坂6-6-14
67	高橋是清翁記念公園	赤坂7-3-39
68	赤坂中学校	赤坂9-2-3
69	都立青山公園	南青山1-5
70	都立青山公園（東側）	南青山1-6
71	青山いきいきプラザ	南青山2-16-5
72	青山小学校	南青山2-21-2
73	青山霊園内区道	南青山2-34
74	青南いきいきプラザ	南青山4-10-1
75	青南小学校	南青山4-21-15
76	南青山ファーストビル	南青山7-8-1
77	青山中学校	北青山1-1-9
78	青山児童館	北青山3-3-16
79	北青山一丁目児童遊園	北青山1-6-6
80	御田小学校	三田4-11-38
81	亀塚公園	三田4-16-20
82	豊岡第二児童遊園用地	三田5-4-2
83	豊岡いきいきプラザ	三田5-7-7
84	高松中学校	高輪1-16-25
85	高輪台小学校	高輪2-8-24
86	シティハイツ桂坂	高輪2-13-8
87	京浜急行電鉄株式会社社屋	高輪2-20-20
88	国民生活センター	高輪3-13-22
89	高輪公園	高輪3-18-18
90	高輪南町児童遊園	高輪4-24-36
91	白金志田町児童遊園	白金1-12-16
92	三光坂上区道	白金2-5

No	設置場所	所在地
93	はなみずき白金	白金3-3-3
94	旧三光小学校	白金3-18-2
95	白金の丘学園	白金4-1-12
96	聖心女子学院	白金4-11-1
97	旧神応小学校	白金6-9-5
98	白金小学校	白金台1-4-26
99	白金児童遊園	白金台2-24-3
100	白金台幼稚園	白金台3-7-1
101	白金台四丁目児童遊園	白金台4-4-14
102	白金台いきいきプラザ	白金台4-8-5
103	自然教育園東側区道	白金台5-11
104	特別養護老人ホーム 白金の森	白金台5-20-5
105	芝浦内貿2号上屋	海岸3-29-1
106	日の出橋大型バス駐車場先	海岸2-7先
107	みなとパーク芝浦	芝浦1-16-1
108	JR変電所前区道	芝浦1-7
109	吾妻ビル	芝浦3-17-12
110	都営芝浦四丁目アパート	芝浦4-4-38
111	芝浦小学校	芝浦4-8-18
112	芝浦四丁目下水道局敷地	芝浦4-20
113	芝浦アイランドこども園	芝浦4-20-1
114	埠頭公園	海岸3-14-34
115	芝浦中央公園	港南1-2-28
116	コクヨ株式会社社屋	港南1-8-35
117	特別養護老人ホーム 港南の郷	港南3-3-23
118	みなとリサイクル清掃事務所	港南3-9-59
119	都営港南四丁目第3アパート	港南4-2-1
120	港南小学校	港南4-3-28
121	東八ツ山公園	港南2-8-8
122	都営港南四丁目アパート	港南4-5-3
123	港南緑水公園	港南4-7-47
124	都立品川北ふ頭公園	港南5-2-5
125	港陽中学校	台場1-1-5
126	都立お台場海浜公園	台場1-4
127	都立お台場海浜公園（西側）	台場1-1-5

## 5 固定系防災ラジオ配備先

平成27年4月1日現在

施設別配備数	
施設名	配備数(台)
本部(区役所)	3
防災警戒待機室	1
麻布地区総合支所	2
赤坂地区総合支所	2
高輪地区総合支所	2
芝浦港南地区総合支所	2
台場分室	1
保育園	18
児童館・子ども中高生プラザ	14
いきいきプラザ等	18
障害保健福祉センター	2
区 有 施 設 みなと保健所	2
図書館	5
港郷土資料館	1
教育センター	1
幼稚園	13
小・中学校	29
シティハイツ	1
駐輪場	8
さんぽーと港南	3
つばさ教室	1
生涯学習	2
高齢者サービスセンター	8
男女平等参画センター	1
体育施設	2
港勤労福祉会館	1
商工会館	1
区民センター	4
防災住民組織・町会・自治会等	74
計	220

## 第5 救援関係

## 1 備蓄物資現在高一覧表（平成27年4月1日現在）

No.	品名	数量	No.	品名	数量
食料			救助用資機材		
1	乾パン	101,818 食	1	濾水器	69 台
2	アルファ化米	268,400 食	2	組立水槽	91 台
3	調整粉乳	44,800 食	3	投光器	163 セット
4	保存水	328,980 本	4	コードリール	191 巻
5	おかゆ	23,736 食	5	発電機	205 台
生活必需品			6	(炊飯器)バーナー	122 台
1	毛布	10,214 枚	7	ワンタッチテント	88 張
2	カーペット	39,000 枚	8	簡易トイレ	532 台
3	ポリタンク	4,179 個	9	便袋	32,000 枚
4	ウェットタオル	20,000 枚	10	リヤカー	139 台
5	ブルーシート	3,084 枚	医療防疫用資機材		
6	多機能ラジオ	4,422 個	1	災害医療資機材セット	15 セット
7	エコ食器セット	500 セット	燃料等		
8	給水袋	35,000 枚	1	ガソリン	1,480 ㍴
9	調乳用加熱キット	2,088 セット	2	灯油	1,548 ㍴

## 2 防災備蓄倉庫一覧表（平成27年4月1日現在）

No	施設名	住所	設置階	面積（㎡）
1	御成門小学校	芝公園 3-2-4	地下1階	29
2	芝小学校	芝 2-21-3	地下1階	37
3	赤羽小学校	三田 1-4-52	地下1階	30
4	御成門中学校	西新橋 3-25-30	1階	20
5	生涯学習センター①	新橋 3-16-3	1階	5
6	生涯学習センター②	新橋 3-16-3	1階	13
7	エコプラザ	浜松町 1-13-1	2階	67
8	福祉プラザさくら川①	新橋 6-19-2	地下1階	52
9	福祉プラザさくら川②	新橋 6-19-2	2階	15
10	神明子ども中高生プラザ・ 神明いきいきプラザ	浜松町 1-6-7	地下1階	91
11	虎ノ門いきいきプラザ	虎ノ門 1-21-10	地下1階	40
12	ヒューリック虎ノ門ビル	虎ノ門 1-1-18	2階	277
13	三田いきいきプラザ	三田 4-1-17	地下1階	28
14	みなと保健所	三田 1-4-10	地下1階	42
15	虎ノ門36森ビル	虎ノ門 3-4-7	地下1階	74
16	東京ガス	海岸 1-5-20	1階	325
17	港区役所	芝公園 1-5-25	地下1階	105
18	芝 NBF タワー	芝大門 1-1-30	地下3階	60
19	NEC 本社ビル	芝 5-7-1	地下2階	241
20	城山トラストタワー	虎ノ門 4-3-1	1階	299
21	三田 NN ビル	芝 4-1-23	地下2階	62
22	鈴江ベイティアムアネックス	海岸 1-15-5	1階	70
23	汐留タワー	東新橋 1-6-3	地下4階	88
24	愛宕グリーンヒルズ MORI タワー	愛宕 2-5-1	1階	236
25	汐留地下①	東新橋 1丁目地内	地下1階	273
26	汐留地下②	東新橋 1丁目地内	地下1階	265
27	汐留地下③	東新橋 1丁目地内	地下1階	266
28	東京ツインパークス	東新橋 1-10-1	地下1階	99
29	浜松町スクエア	浜松町 1-30-5	地下1階	53
30	汐留シティセンター①	東新橋 1-5-2	地下3階	96
31	汐留シティセンター②	東新橋 1-5-2	地下3階	97
32	汐留アネックスビル	東新橋 1-8-3	1階	72
33	日本テレビタワー	東新橋 1-6-1	地下4階	123

No	施設名	住所	設置階	面積 (㎡)
34	汐留電通ビル	東新橋 1-8-1	地下 4 階	195
35	セレスティン 芝三井ビルディング	芝 3-23-1	地下 1 階	167
36	浜離宮インターシティ	海岸 1-9-1	地下 1 階	42
37	アークヒルズ仙石山森タワー	虎ノ門 5-3-22	1 階	162
38	麻布小学校	麻布台 1-5-15	1 階	30
39	旧飯倉小学校	東麻布 2-1-1	1 階	26
40	本村小学校	南麻布 3-9-33	1 階	53
41	東町小学校	南麻布 1-8-11	地下 1 階、1 階	22
42	筈小学校	西麻布 3-11-16	1 階	41
43	六本木中学校	六本木 6-8-16	地下 1 階	30
44	高陵中学校	西麻布 4-14-8	地下 1 階	74
45	南山小学校	元麻布 3-8-15	1 階	72
46	麻布地区総合支所	六本木 5-16-45	地下 1 階	48
47	南麻布いきいきプラザ	南麻布 1-5-26	地下 1 階	65
48	麻布子ども中高生プラザ・ ありすいきいきプラザ	南麻布 4-6-7	1 階	38
49	西麻布いきいきプラザ	西麻布 2-13-3	地下 1 階	35
50	飯倉いきいきプラザ	東麻布 2-16-11	2 階	8
51	アーク八木ヒルズ	六本木 1-8-7	地下 1 階	28
52	アークフォレストテラス	六本木 1-9-1	地下 1 階	20
53	元麻布ヒルズ フォレストテラスウエスト	元麻布 1-3-3	地下 1 階	101
54	泉ガーデンタワー	六本木 1-6-1	4 階	135
55	六本木ティーキューブ	六本木 3-1-1	5 階	102
56	六本木ヒルズ	六本木 6-16-7	1 階	200
57	赤坂保育園	赤坂 5-5-26	1 階	15
58	新青山ビル	南青山 1-1-1	地下 3 階	86
59	国際新赤坂ビル東館	赤坂 2-14-27	地下 2 階	76
60	伊藤忠商事東京本社ビル	北青山 2-3-1	地下 1 階	210
61	アークヒルズ	赤坂 1-11-21	1 階	100
62	赤坂パークビル	赤坂 5-2-20	地下 1 階	199
63	赤坂インターシティ	赤坂 1-11-44	1 階	86
64	山王パークタワー	千代田区永田町 2-11-1	地下 3 階	100
65	赤坂小学校	赤坂 8-13-29	1 階	25
66	青山小学校	南青山 2-21-2	地下 1 階	60
67	青南小学校	南青山 4-21-15	地下 1 階	60

No	施設名	住所	設置階	面積 (㎡)
68	赤坂中学校	赤坂 9-2-3	3階	28
69	青山中学校	北青山 1-1-9	1階	27
70	赤坂地区総合支所	赤坂 4-18-13	地下2階	46
71	サン・サン赤坂 (赤坂子ども中高生プラザ)	赤坂 6-6-14	地下1階	45
72	赤坂いきいきプラザ	赤坂 6-4-8	2階	8
73	青山いきいきプラザ	南青山 2-16-5	地下1階	24
74	青南いきいきプラザ	南青山 4-10-1	1階	10
75	御田小学校	三田 4-11-38	1階	28
77	白金小学校	白金台 1-4-26	地下1階	28
78	旧三光小学校	白金 3-18-2	地下1階	65
79	白金の丘学園白金の丘 小・中学校	白金 4-1-12	1階	197
80	旧神応小学校	白金 6-9-5	1階	30
81	グランドメゾン白金の杜 ザ・タワー	白金 6-16-25	1階	100
82	三田中学校	三田 4-13-13	地下1階	64
83	高松中学校	高輪 1-16-25	1階	26
84	高輪台小学校	高輪 2-8-24	地下1階	40
85	高輪子ども中高生プラザ	高輪 1-4-35	1階	17
86	豊岡いきいきプラザ	三田 5-7-7	地下1階	67
87	高輪いきいきプラザ	高輪 3-18-15		7
88	白金いきいきプラザ	白金 3-10-12	1階	39
89	白金台いきいきプラザ	白金台 4-8-5	地下1階	48
90	シティハイツ桂坂	高輪 2-13-8	地下1階	222
91	高輪ザ・レジデンス	高輪 1-27-37	地下1階	158
92	白金タワーズ	白金 1-17	地下2階	140
93	高輪地区総合支所	高輪 1-16-25	地下1階	59
94	芝浦小学校	芝浦 4-8-18	1階	30
95	港南小学校	港南 4-3-28	3階	60
96	港南中学校	港南 4-3-3	1階	36
97	芝浦港南区民センター	芝浦 4-13-1	2階	42
98	みなとパーク芝浦	芝浦 1-16-1	地下1階	615
99	みなとパーク芝浦	芝浦 1-16-1	5階	30
100	みなとパーク芝浦	芝浦 1-16-1	6階	68
101	みなとパーク芝浦	芝浦 1-16-1	8階	8
102	港南子ども中高生プラザ	港南 4-2-4	1階	35

No	施設名	住所	設置階	面積 (㎡)
103	お台場学園港陽小・中学校	台場 1-1-5	地下 1 階	22
104	お台場学園港陽小・中学校	台場 1-1-5	屋上	11
105	台場分室	台場 1-5-1	1 階	88
106	東芝ビル	芝浦 1-1-1	地下 1 階	615
107	シティハイツ港南	港南 3-3-17	地下 1 階	58
108	品川インターシティー	港南 2-15-2	地下 3 階	322
109	キャノンマーケティング 本社ビル	港南 2-16-3	地下 2 階	50
110	大東建託品川ビル	港南 2-16-6	地下 2 階	105
111	品川三菱スクエア	港南 2-16-3	地下 2 階	177
112	デックス東京ビーチ①	台場 1-6-1	1 階	25
113	デックス東京ビーチ②	台場 1-6-1	1 階	35
114	コスモポリス品川	港南 3-6-21	地下 2 階	182
115	N T T 品川 TWINS	港南 1-9-1	1 階	69
116	NTT DoCoMo 品川ビル	港南 2-1-65	1 階	115
117	シーバンス	芝浦 1-2-1	地下 1 階	242
118	ヨコソーレインボータワー	海岸 3-20-20	地下 1 階	54
119	グランパークハイツ	芝浦 3-4-2	地下 1 階	146
	合計			11,124

### 3 動物の保護等に関する通知

#### 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

#### 1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

##### ○危険動物などの逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を与えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

##### ○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や資料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

#### 2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

##### ○危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

### ○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

### 3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

## 第6 安否情報省令

### 1 安否情報省令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第25条第2項 及び第26条第4項（これらの規定を同令第52条 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

#### （安否情報の収集方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

#### （安否情報の報告方法）

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

#### （安否情報の照会方法）

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本

人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

## 2 安否情報省令第1条に規定する様式第1号

様式第1号（第1条関係）

## 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

## 3 安否情報省令第1条に規定する様式第2号

様式第2号（第1条関係）

## 安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。





## 6 安否情報省令第4条に規定する様式第5号

## 様式第5号 (第4条関係)

## 安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 (                      )
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 第7 公用令書等の様式

## 別記様式第一

収用第 号	公 用 令 書				
				氏 名	
				住 所	
					第81条第2項 第81条第4項 第183条にお 第183条にお
<p style="text-align: center;">武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</p>					
<p>いて準用する第81条第2項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。</p>					
<p>いて準用する第81条第4項 (理由)</p>					
年 月 日					
処分権者 氏 名					印
収用すべき物資の種類	数量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

## 別記様式第二

保管第 号	公 用 令 書				
				氏 名	
				住 所	
					第81条第3項 第81条第4項 第183条にお 第183条にお
<p style="text-align: center;">武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</p>					
<p>いて準用する第81条第3項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。</p>					
<p>いて準用する第81条第4項 (理由)</p>					
年 月 日					
処分権者 氏 名					印
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第三

使用第 号

公 用 令 書

氏 名  
住 所

第 82 条  
第 183 条において

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

準用する第 82 条 の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。  
(理由)

年 月 日

処分権者 氏 名 印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第四

取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏 名  
住 所

第 81 条第 2 項  
第 81 条第 3 項  
第 81 条第 4 項  
第 82 条  
第 183 条にお  
第 183 条にお  
第 183 条にお  
第 183 条にお

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

いて準用する第 81 条第 2 項  
いて準用する第 81 条第 3 項  
いて準用する第 81 条第 4 項 の規定に基づく公用令書 ( 年 月 日第 号)  
いて準用する第 82 条  
に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する  
法律施行令 第 16 条 の規定により、これを交付する。  
第 52 条において準用する第 16 条

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 氏 名 印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

## 第8 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (抜粋)

### 第一章 総則

第一節 通則 (第一条—第九条)

第三節 国民の保護のための措置の実施に係る体制 (第二十四条—第三十一条)

第四節 国民の保護に関する基本指針等 (第三十二条—第三十六条)

第五節 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会 (第三十七条—第四十条)

### 第二章 住民の避難に関する措置

第一節 警報の発令等 (第四十四条—第五十一条)

第二節 避難の指示等 (第五十二条—第六十条)

第三節 避難住民の誘導 (第六十一条—第七十三条)

### 第三章 避難住民等の救援に関する措置

第一節 救援 (第七十四条—第九十三条)

第二節 安否情報の収集等 (第九十四条—第九十六条)

### 第四章 武力攻撃災害への対処に関する措置

第二節 応急措置等 (第一百零二条—第一百二十五条)

### 第六章 復旧、備蓄その他の措置 (第一百四十一条—第一百五十八条)

### 第八章 緊急対処事態に対処するための措置 (第一百七十二条—第一百八十三条)

### 第一章 総則

#### 第一節 通則

(国民の協力等)

第四条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号の自主防災組織をいう。以下同じ。）及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

### 第三節 国民の保護のための措置の実施に係る体制

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第二十七条 第二十五条第二項の規定による指定の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、都道府県国民保護対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）及び市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置しなければならない。

- 2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。
- 3 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)

第二十八条 都道府県対策本部又は市町村対策本部の長は、都道府県国民保護対策本部長（以下「都道府県対策本部長」という。）又は市町村国民保護対策本部長（以下「市町村対策本部長」という。）とし、それぞれ都道府県知事又は市町村長をもって充てる。

- 2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者（道府県知事が設置するものにあつては、第四号に掲げる者を除く。）をもって充てる。
  - 一 副知事
  - 二 都道府県教育委員会の教育長
  - 三 警視總監又は道府県警察本部長
  - 四 特別区の消防長
  - 五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者
- 3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。
- 4 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 副市町村長
  - 二 市町村教育委員会の教育長
  - 三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
  - 四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
- 5 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

- 6 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県又は市町村の職員以外の者を都道府県対策本部又は市町村対策本部の会議に出席させることができる。
- 7 防衛大臣は、都道府県対策本部長の求めがあった場合において、国民の保護のための措置の実施に関し連絡調整を行う必要があると認めるときは、その指定する職員を都道府県対策本部の会議に出席させるものとする。
- 8 都道府県知事又は市町村長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画又は第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあつて当該都道府県対策本部又は市町村対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。

(条例への委任)

第三十一条 第二十七条から前条までに規定するもののほか、都道府県対策本部又は市町村対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

#### 第四節 国民の保護に関する基本指針等

(市町村の国民の保護に関する計画)

第三十五条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
  - 二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
  - 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
  - 四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
  - 五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

- 4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かななければならない。
- 5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

#### 第五節 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。

- 2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
  - 二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。
- 3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市町村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
  - 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
  - 二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）
  - 三 当該市町村の属する都道府県の職員

- 四 当該市町村の副市町村長
  - 五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
  - 六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）
  - 七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - 八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- 5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。
  - 6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
  - 7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
  - 8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 第二章 住民の避難に関する措置

### 第一節 警報の発令等

（市町村長による警報の伝達等）

- 第四十七条 市町村長は、前条の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、市町村長は、サイレン、防災行政無線その他の手段を活用し、できる限り速やかに、同項の通知の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するよう努めなければならない。
  - 3 都道府県警察は、市町村と協力し、第一項の通知の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努めなければならない。

### 第二節 避難の指示等

（避難の指示）

- 第五十四条 避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する都道府県知事は、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示しなければならない。この場合において、当

該都道府県知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指示（以下「避難の指示」という。）をするときは、第五十二条第二項各号に掲げる事項のほか、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示さなければならない。
- 3 都道府県知事は、避難の指示をする場合において、避難先地域に当該都道府県の区域内の指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域が含まれるときは、あらかじめ、当該指定都市の長の意見を聴くものとする。
- 4 第四十七条第二項及び第三項の規定は、市町村長が避難の指示を住民に伝達する場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を避難先地域を管轄する市町村長（当該都道府県の区域内の市町村の長に限る。）に通知しなければならない。
- 6 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れるものとする。
- 7 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長（第一項及び第五項の市町村長を除く。）、当該都道府県の他の執行機関、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びに当該都道府県の区域内の避難先地域の避難施設（第百四十八条第一項の避難施設をいう。第百五十条を除き、以下同じ。）の管理者に通知しなければならない。
- 8 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

### 第三節 避難住民の誘導

#### （避難実施要領）

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

- 2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
  - 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

### 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項

- 3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。
- 4 第四十七条第二項の規定は、市町村長が前項の規定により避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する場合について準用する。

## 第三章 避難住民等の救援に関する措置

### 第一節 救援

#### （救援の実施）

第七十五条 都道府県知事は、前条の規定による指示（以下この項において「救援の指示」という。）を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域内に在る避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）で救援を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、次に掲げる救援（以下単に「救援」という。）のうち必要と認めるものを行わなければならない。ただし、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、当該救援の指示を待たないで、これを行うことができる。

- 一 収容施設（応急仮設住宅を含む。第八十二条において同じ。）の供与
  - 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - 四 医療の提供及び助産
  - 五 被災者の捜索及び救出
  - 六 埋葬及び火葬
  - 七 電話その他の通信設備の提供
  - 八 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの
- 2 救援は、都道府県知事が必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭を支給してこれを行うことができる。
  - 3 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。  
（市町村長による救援の実施等）

第七十六条 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。この場合において、都道府県知事は、当該事務の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救援を補助するものとする。

## 第二節 安否情報の収集等

(市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集)

第九十四条 市町村長は、政令で定めるところにより、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、総務大臣に対し、遅滞なく、これらの安否情報を報告しなければならない。

3 安否情報を保有する関係機関は、前二項の規定による安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。

(総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供)

第九十五条 総務大臣及び地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

2 前項の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、個人の情報の保護に十分留意しなければならない。

## 第四章 武力攻撃災害への対処に関する措置

### 第二節 応急措置等

(市町村長の退避の指示等)

第一百十二条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避（屋内への退避を含む。第四項において同じ。）をすべき旨を指示することができる。

2 前項の規定による指示（以下この条において「退避の指示」という。）をする場合において、

必要があると認めるときは、市町村長は、その退避先を指示することができる。

- 3 市町村長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村長は、退避の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 第一項の場合において、都道府県知事は、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、自ら退避の指示をすることができる。この場合においては、第二項及び前項前段の規定を準用する。
- 6 都道府県知事は、退避の指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 7 第一項の場合において、市町村長若しくは都道府県知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。この場合においては、第二項及び前項の規定を準用する。
- 8 第一項及び第二項の規定は、市町村長その他第一項に規定する市町村長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合においては、第六項の規定を準用する。
- 9 第三項及び第四項の規定は、市町村長が前二項の規定による通知を受けた場合について準用する。

(応急公用負担等)

第百十三条 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

- 2 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの（以下この項及び次項において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しよう

している場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、第一項及び前項前段の規定による措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

- 4 災害対策基本法第六十四条第三項から第六項までの規定は、第二項後段及び前項後段の場合について準用する。この場合において、同条第三項、第四項及び第六項中「市町村長」とあるのは「市町村長又は都道府県知事」と、同項中「市町村に」とあるのは「市町村又は都道府県に」と読み替えるものとする。
- 5 災害対策基本法第六十四条第七項から第十項までの規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。この場合において、同条第七項及び第九項中「前条第二項」とあるのは「災害対策基本法第六十三条第二項」と、同条第七項において準用する同法第六十三条第二項中「その委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき」とあるのは「都道府県知事による同項に規定する措置を待ついとまがないと認めるとき」と、「要求」とあるのは「要請」と、同法第六十四条第八項及び第九項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と、同項及び同条第十項中「警察署長等」とあるのは「警察署長若しくは海上保安部長等」と、同条第九項中「内閣府令で定める」とあるのは「政令で定める」と、同条第十項中「政令で定める管区海上保安本部の事務所の長」とあるのは「海上保安部長等」と読み替えるものとする。

(警戒区域の設定)

第百十四条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、都道府県知事は、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら同項に規定する措置を講ずることができる。この場合において、当該措置を講じたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 3 第一項の場合において、市町村長若しくは都道府県知事による同項に規定する措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する措置を講ずることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
- 4 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の職務の執行について準用

する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

## 第六章 復旧、備蓄その他の措置

(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

第百四十六条 第百四十二条及び前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法第四十九条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第百四十七条 指定行政機関の長等は、武力攻撃事態等において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(避難施設の指定)

第百四十八条 都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

(赤十字標章等の交付等)

第百五十七条 何人も、武力攻撃事態等において、特殊信号（第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）第八条（m）の特殊信号をいう。次項及び第三項において同じ。）又は身分証明書（第一追加議定書第十八条 3 の身分証明書をいう。次項及び第三項において同じ。）をみだりに使用してはならない。

2 指定行政機関の長又は都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号。次項及び第四項において「赤十字標章法」という。）第一条及び前項の規定にかかわらず、指定行政機関の長にあつては避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関又は当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。次条第二項第一号において同じ。）である医療関係者（第八十五条第一項の政令で定める医療関係者をいう。以下この項及び次項において同じ。）に対し、都道府県知事にあつてはその管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者又は当該避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関若しくは医療関係者に対し、これらの者（これらの者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。以下この項において同じ。）又はこれらの者が行う医療のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（次項及び次条において「場所等」という。）を識別させるため、赤十字標章等（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章をいう。次項及び第四項において同じ。）、

特殊信号又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

- 3 前項に規定する医療機関及び医療関係者以外の医療機関及び医療関係者は、武力攻撃事態等においては、赤十字標章法第一条及び第一項の規定にかかわらず、これらの者（これらの者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。以下この項において同じ。）又はこれらの者が行う医療のために使用される場所等を識別させるため、あらかじめ、医療機関である指定公共機関にあつては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長の、医療機関である指定地方公共機関にあつては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事の、その他の医療機関及び医療関係者にあつては当該者が医療を行う地域を管轄する都道府県知事の許可を受けて、赤十字標章等、特殊信号又は身分証明書を使用することができる。
- 4 赤十字標章法第三条の規定は、武力攻撃事態等においては、適用しない。ただし、対処基本方針が定められる前に同条の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、同条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、前項の規定にかかわらず、赤十字標章等を使用することができる。

（特殊標章等の交付等）

第百五十八条 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章（第一追加議定書第六十六条3の国際的な特殊標章をいう。次項及び第三項において同じ。）又は身分証明書（同条3の身分証明書をいう。次項及び第三項において同じ。）をみだりに使用してはならない。

- 2 次の各号に掲げる者（以下この項において「指定行政機関長等」という。）は、武力攻撃事態等においては、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める職員で国民の保護のための措置に係る職務を行うもの（指定行政機関長等の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行う者を含む。）又は指定行政機関長等が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、これらの者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う職務、業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

- 一 指定行政機関の長 当該指定行政機関の職員
- 二 都道府県知事 当該都道府県の職員（次号及び第五号に定める職員を除く。）
- 三 警視総監及び道府県警察本部長 当該都道府県警察の職員
- 四 市町村長 当該市町村の職員（次号及び第六号に定める職員を除く。）
- 五 消防長 その所轄の消防職員
- 六 水防管理者 その所轄の水防団長及び水防団員

- 3 指定公共機関又は指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、第一項の規定にかかわらず、当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に係る業務

を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行う者を含む。）若しくは当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、あらかじめ、指定公共機関にあつては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長の、指定地方公共機関にあつては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事の許可を受けて、特殊標章又は身分証明書を使用することができる。

## 第八章 緊急対処事態に対処するための措置

（国民の協力等）

第七十三條 国民は、この法律の規定により緊急対処保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであつて、その要請に当たつて強制にわたることがあつてはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行われる緊急対処保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

（準用）

第八十三條 第七條、第八條及び第九條第一項、第一章第二節（第十條、第十一條、第十六條、第二十一條及び第二十二條を除く。）及び第三節（第二十四條並びに第二十九條第四項及び第七項を除く。）、第四十二條、第二章（第五十六條、第六十條、第六十八條及び第七十三條第一項を除く。）、第三章（第八十八條及び第九十三條を除く。）、第四章、第五章第二節及び第三節、第四百十一條、第四百十三條、第四百十四條、第四百十七條及び第四百十一條から第四百十六條まで並びに第七章（第六十一條第一項を除く。）の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。

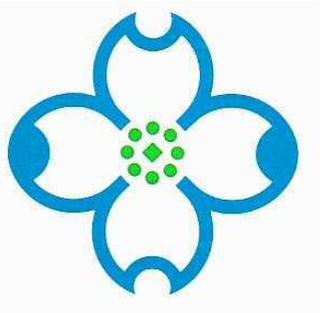




港区のマークは、昭和 24 年 7 月 30 日に制定されました。  
旧「芝・麻布・赤坂」の三区を一丸とし、その象徴として  
港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

## 区 の 木

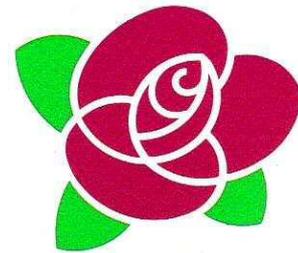
ハナミズキ



## 区 の 花

アジサイ

バラ



## 港 区 国 民 保 護 計 画

平成 1 9 年 3 月 発行

平成 2 8 年 3 月 変更

編集・発行 港区防災危機管理室防災課  
港区芝公園一丁目 5 番 2 5 号  
電話 03-3578-2111 (代表)

発行番号 28017-621115



古紙配合率100%  
白紙率70%再生紙を使用しています



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。

この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。